はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

ＪＡ水戸は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2026ＪＡ水戸の現況」を作成いたしました。

皆さまが当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年５月
水戸農業協同組合

本冊子は、農業協同組合法第54条の３に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ＪＡのプロフィール

◇設　　立	1993年８月
◇本店所在地	茨城県水戸市赤塚２丁目27番地
◇出　資　金	30億円
◇総　資　産	1,497億円
◇単体自己資本比率	16.98％
◇組 合 員 数	23,535人
◇役　員　数	33人
◇職　員　数	375人
◇支店・営農資材センター数	10カ所

目　　次

基礎資料編……1
ごあいさつ……2
経営理念……3
経営方針……4
経営管理体制……4
事業の概況（令和７年度）……5
事業活動のトピックス（令和７年度）…… 11
農業振興活動…… 12
地域貢献情報…… 13
リスク管理の状況…… 15
自己資本の状況…… 19
系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）…… 20
事業のご案内（信用事業）…… 21
事業のご案内（共済事業）…… 28
事業のご案内（購買事業）…… 28
事業のご案内（販売事業）…… 28
事業のご案内（保管事業）…… 29
事業のご案内（加工事業）…… 29
事業のご案内（利用事業）…… 29
事業のご案内（指導事業）…… 29
事業のご案内（その他の事業）…… 29
協同会社…… 30
ＪＡの概況・組織…… 31
沿革（あゆみ）…… 31
機構図…… 33
役員構成…… 34
組合員数…… 35
組合員組織の状況…… 36
地区一覧…… 38
店舗等のご案内…… 38
特定信用事業代理業者の状況…… 39
会計監査人の名称…… 39
役員等の報酬体系…… 40

経営資料編…… 43
決算の状況…… 44
貸借対照表…… 44
損益計算書…… 46
注記表…… 48
剰余金処分計算書…… 66
部門別損益計算書…… 67
会計監査人の監査…… 68
損益の状況…… 69
１．最近の５事業年度の主要な経営指標…… 69
２．利益総括表…… 69
３．資金運用収支の内訳…… 70
４．受取・支払利息の増減額…… 70
経営諸指標…… 71
１．利益率…… 71
２．貯貸率・貯証率…… 71
３．職員一人当たり及び一店舗当たりの指標…… 71
貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額…… 72
信用事業（貯金に関する指標）…… 73
信用事業（貸出金等に関する指標）…… 73
信用事業（内国為替取扱実績）…… 77

信用事業（有価証券に関する指標）…… 77
信用事業（有価証券等の時価情報等）…… 79
共済事業…… 81
購買事業…… 82
販売事業…… 83
保管事業取扱実績…… 84
加工事業取扱実績…… 84
利用事業取扱実績…… 84
宅地等供給事業取扱実績…… 84
直売事業（直売所・インショップ等）取扱実績…… 85
その他の事業取扱実績…… 85
指導事業取扱実績…… 85

自己資本の充実の状況編…… 87
自己資本の構成に関する事項…… 88
自己資本の充実度に関する事項…… 90
信用リスクに関する事項…… 94
信用リスク削減手法に関する事項…… 103
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…… 106
証券化エクスポージャーに関する事項…… 106
CVAリスクに関する事項…… 106
マーケット・リスクに関する事項…… 106
オペレーショナル・リスクに関する事項…… 106
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項…… 107
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…… 109
金利リスクに関する事項…… 110

連結情報編…… 113
グループの概況…… 114
１．グループの事業系統図…… 114
２．子会社等の状況…… 114
３．連結事業概況（令和７年度）…… 115
４．最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標…… 115
５．連結貸借対照表…… 116
６．連結損益計算書…… 118
７．連結注記表…… 120
８．連結剰余金計算書…… 138
９．農協法に基づく開示債権…… 138
10．連結事業年度の事業別経常収益等…… 138
連結自己資本の充実の状況…… 139
財務諸表等の正確性等にかかる確認…… 140
自己資本の構成に関する事項…… 141
自己資本の充実度に関する事項…… 143
信用リスクに関する事項…… 147
信用リスク削減手法に関する事項…… 156
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…… 159
証券化エクスポージャーに関する事項…… 159
CVAリスクに関する事項…… 159
マーケット・リスクに関する事項…… 159
オペレーショナル・リスクに関する事項…… 159
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項…… 160
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…… 161
金利リスクに関する事項…… 161

法定開示項目掲載ページ一覧…… 162

基礎資料編

ごあいさつ

水戸農業協同組合
代表理事組合長　園部　　優

次世代につなぐ農業・地域づくりへ

平素は、当ＪＡの事業運営に深いご理解と温かいご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

近年、農業を取り巻く環境は大きく変化しております。中東情勢の緊迫化などを背景に、燃料費や肥料・農業資材価格の高騰が続いているほか、国際物流の不安定化も長期化しており、農業経営への影響はますます大きくなっております。また、気候変動による異常気象や自然災害の頻発など、生産現場における課題も多様化しております。

さらに、本年４月には食料システム法が施行され、持続可能な農業の推進と食料の安定供給に向けた新たな取り組みが本格的に始まりました。食料安全保障への関心が高まる中、地域農業を守り、次世代へつないでいく役割がこれまで以上に重要になっております。

こうした状況の中、当ＪＡでは３ヵ年計画の２年次として、「農業」「地域・くらし」「組織・経営」「情報発信」の４本柱を中心に、「組合員・地域住民とともに笑顔になれるＪＡ」を目指して各種事業を進めております。特に、「持続可能で高付加価値な茨城農業の実現」に向け、担い手育成や環境に配慮した農業の推進、販売力の強化、生産コスト削減支援などに積極的に取り組んでまいります。また、農業所得の向上と地域農業の活性化を図るため、関係機関との連携を深めるとともに、昨年より実施している組合員の皆さまとの対話活動を一層充実させながら、組合員の皆さまを幅広く支援してまいります。

さらに、令和８年度からはくらしの相談員を設置し、相続相談や事業承継支援をはじめ、組合員の皆さまの暮らしに寄り添った相談機能の充実にも努めてまいります。金融・共済・生活事業を含め、地域に根差した総合事業を通じて、安心して暮らせる地域づくりにも貢献してまいります。

今後とも、地域農業と地域社会の発展のため、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年５月

経営理念

ＪＡ水戸の目指すもの

貢献、絆、信頼―。
食と農・地域が一体となって、顔が見える組織づくりで
「創造と成長」の新しいＪＡへ

■経営理念

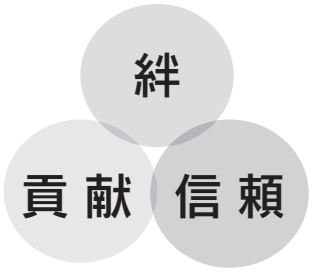

ＪＡ水戸は、農業と地域にかかわる人々が、いつも身近で一番に感じられ、信頼される組織づくりに努めています。

「顔が見えるコミュニケーション」というＪＡの良さを継承・発展させ、農業と地域社会の活性といった組織の目標を誠実に果たしていきます。

そのため、農業・経済・社会環境の変化、そして価値観の多様化に柔軟に対応するために、ＪＡ水戸は、経営理念を定めています。事業活動を通して農業・地域に「貢献」できるＪＡとして、人と農と地域の輪をつなぐ「絆」を育み、地域社会で「信頼」される、「創造と成長」する新しいＪＡづくりに取り組んでいます。

■ＪＡ水戸OweN ロゴマーク

ＪＡ水戸３ヵ年計画（2025年度～2027年度）

組合員・地域住民とともに笑顔になれるＪＡをめざして
～農業×地域×ＪＡ～

令和６年10月に開催された第30回茨城県ＪＡ大会を受けて、前３ヵ年計画の３つの柱（「農業」「地域・くらし」「組織・経営」）に「情報発信」を加えた４つの柱に基づき、新３ヵ年計画を策定しました。

ＪＡ水戸が10年後目指す姿

笑顔で農業を営める魅力ある農業の創出
組合員・地域住民と共に笑顔で暮らせる、みんなのＪＡ水戸の確立
期待に応え、実行できるための組織基盤・経営基盤の強化

基本方針

１．ＪＡ水戸は役職員一人ひとりが正面から組合員・地域住民と向き合い、対話を行いながら、あらゆる課題・ニーズに対してＪＡの総合事業を活かし、組合員・地域住民を笑顔に出来るような組織を目指していきます。

２．農家組合員の所得向上と安定を最優先課題として高付加価値（ブランド化）やＪＡ水戸独自販路の強化を図っていきます。また生産コストの低減、担い手の確保・育成、最先端技術による省力・低コスト農業の実現に積極的に取り組んでいきます。

３．地域の生活インフラの一翼を担うＪＡとして、総合事業を通じて組合員・地域のくらしを守ります。出向く活動を通じて高齢者向けサービスの充実に取り組むほか、次世代層向けサービスも拡充します。

経営方針

◇「農業者の所得増大」への挑戦

次世代の担い手確保や多様な農業者への支援。環境に配慮した農業の推進により生産基盤を支え、総合事業を通じて「農業者の所得増大」「食の安定供給」に努めます。

また、組合員ニーズに対応した資材の安定供給のため、仕入れ機能強化による商品の確保と生産コスト低減に取り組みます。

◇「地域の活性化」への貢献

協同活動と総合事業を通じて、組合員・地域住民とのつながりを強化し、くらしへの貢献、地域社会の活性化による生活インフラ機能としてのＪＡ水戸を目指します。

また、農業、地域・くらしを支える組織と事業基盤の確立および強化を図ります。

◇健全経営の為の取り組み

組合員・利用者のニーズに応え実行していくために、ＤＸを活用しながら効率化・合理化を図り収益確保のための事業運営を行います。また、適切な経営判断を可能とするガバナンス・内部統制の強化により、経営の健全性に努めます。

また、リスク情報の主体的な収集と適切な経営判断を可能とするためのガバナンス・内部統制の強化により、経営の健全性が確保された状態を目指します。

◇営農・経済事業部門

ＪＡの総合機能を発揮し、普及センター、行政等と連携しながら、担い手の農業経営を安定させ、農業の中心的役割として農業経営の収支の改善を後押しし、担い手の確保・育成、経営の継承に対する支援を強化していきます。

また、安定生産と品質向上の取り組みに加えて、高付加価値化、販売を起点とした契約取引と産地間連携拡充による農業者の所得増大、所得の安定化を目指します。

◇信用事業部門

持続可能な高付加価値な茨城農業の実現に向けて、資金供給やニーズ・ライフイベントに応じた金融仲介機能を発揮します。そして組合員・利用者等との接点強化「つながりづくり」を通じて、ＪＡ事業基盤の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

協同組合の活動と事業を通じて、組合員・利用者の豊かなくらしと活力ある地域社会の実現に貢献し、ＪＡ共済事業の使命を果たすため、総合事業機能を発揮した「組合員・利用者との関係強化・仲間づくり」および「寄り添い」「届け」「繋がる」ための「組合員・利用者本位の事業運営」を実践し取り組みます。

経営管理体制

◇経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和７年度）

◇経営環境と令和７年度の業況・事業実績・損益状況の概要

国内農業は一昨年改正された食料・農業・農村基本法を踏まえ、令和７年度から５ヵ年を農業構造転換集中対策期間として食糧安全保障の確保と生産基盤強化に向けた施策を展開している中で、農業の持続的発展や農村の振興が重要課題となっております。農業者の高齢化・減少、引き続く世界情勢の不安定化、あらゆる原材料費の高止まり、相次ぐ自然災害、食料需給の不安定感からくる価格の混乱が進む中で、農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入、生産・流通・販売方式の転換が求められています。

金融経済環境においては、物価の上昇が依然として継続しており、国民生活に強いマイナスの影響を及ぼしています。日銀の政策金利利上げによる金利上昇、円安、物価上昇圧力など、国内でもさまざまな要因が絡み合う中、先行き不安な世界情勢を受け、景気や株価、為替などの影響を注視する必要があります。

３ヵ年計画の第１年次として、「農業」「地域・くらし」「組織・経営」「情報発信」の４つを柱に、「組合員・地域住民とともに笑顔になれるＪＡ」に向け、全正組合員を対象とする対話活動を実施し、組合員ニーズの把握・反映を図りながら引き続き取り組み、事業利益303百万円（計画対比379.1%）、経常利益412百万円（計画対比206.8%）、当期剰余金275百万円（計画対比226.4%）、自己資本比率16.98%（前年度より1.79ポイント向上）となりました。

◇決算概況をふまえ対処すべき組合の課題

① 不断の自己改革に関する取り組み

「持続可能で高付加価値な茨城農業の実現」に向け取り組むほか、減少する正組合員の現状把握のため組合員との対話を重ねながら、組織・経営基盤の強化による不断の自己改革を実践します。

② 本支店・事業所体制整備の対応方針について

西部地区の体制について、引き続き組合員との意見を重ねながら検討を進めてまいります。

③ 統合的リスクの管理について

さまざまなリスクを把握し、評価したリスクを総体的に捉え自己資本と比較することにより経営の健全性を継続的に確保するための管理を行います。

④ 内部管理体制の充実

より健全な組織を目指すため、職員のスキルアップに向けた研修会を積極的に開催し、コンプライアンス意識を一層高め不祥事防止に対する内部管理体制の充実を図ります。

◇令和７年度決算の概要と主要業務の概況

（単位：百万円）

項　　目	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
事業利益	218	270	167	303
経常利益	347	390	272	412
当期剰余金	104	228	171	275
総資産	158,094	151,746	151,489	149,798

（単位：百万円）

項　　目	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
貯金	145,633	139,606	140,318	137,900
貸出金	39,110	38,271	38,297	38,074
長期共済保有高	349,075	337,363	325,765	315,873
購買品供給高	4,005	3,929	4,122	4,369
販売品取扱高	7,506	7,996	8,296	8,076

㈱購買品供給高、販売品取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

◇事業実績の推移

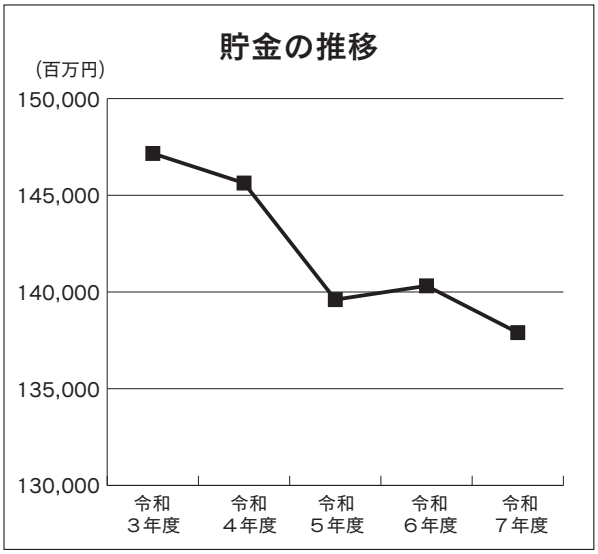
貯金の推移
(百万円)
150,000
145,000
140,000
135,000
130,000
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度

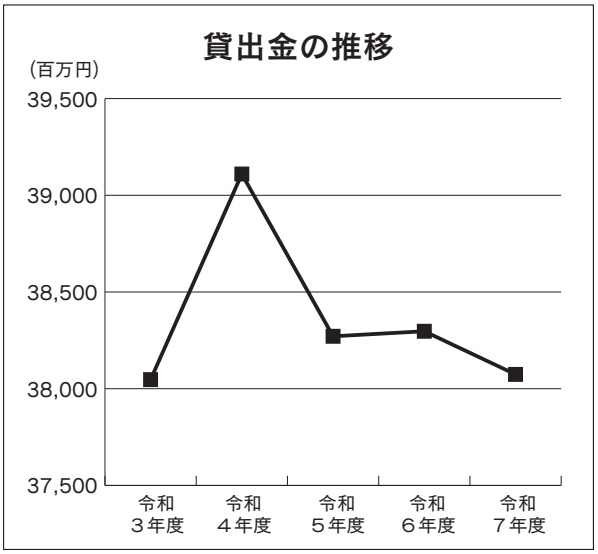
貸出金の推移
(百万円)
39,500
39,000
38,500
38,000
37,500
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度

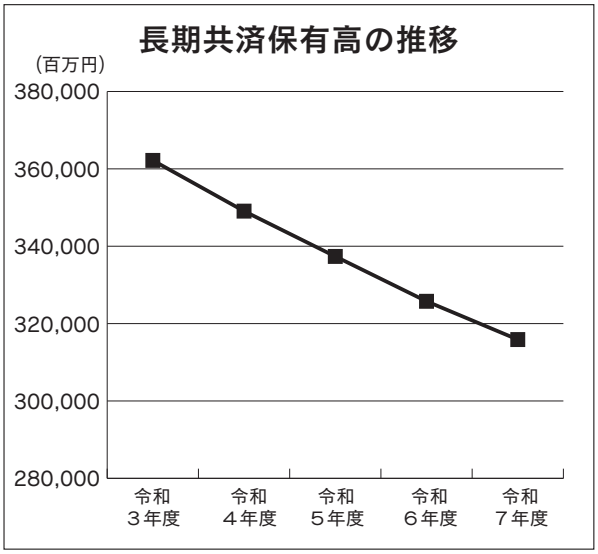
長期共済保有高の推移
(百万円)
380,000
360,000
340,000
320,000
300,000
280,000
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度

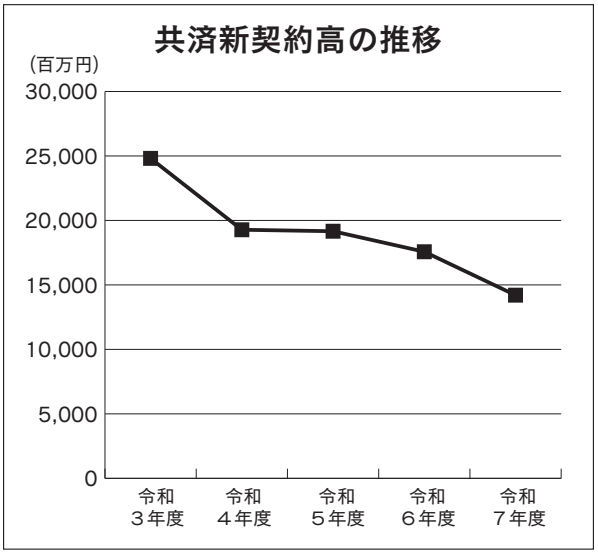
共済新契約高の推移
(百万円)
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度

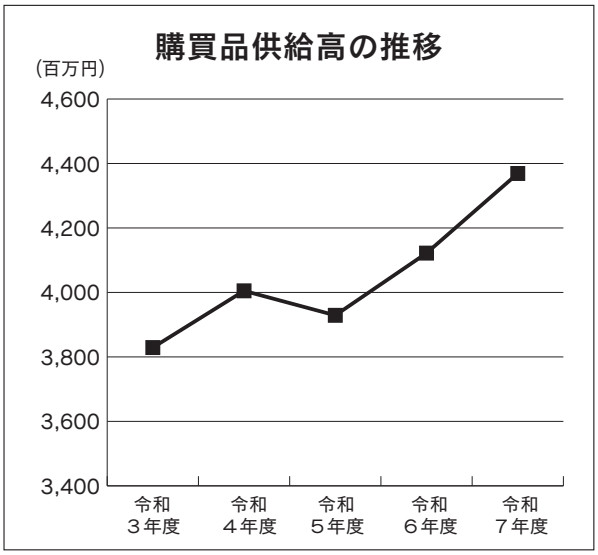
購買品供給高の推移
(百万円)
4,600
4,400
4,200
4,000
3,800
3,600
3,400
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度

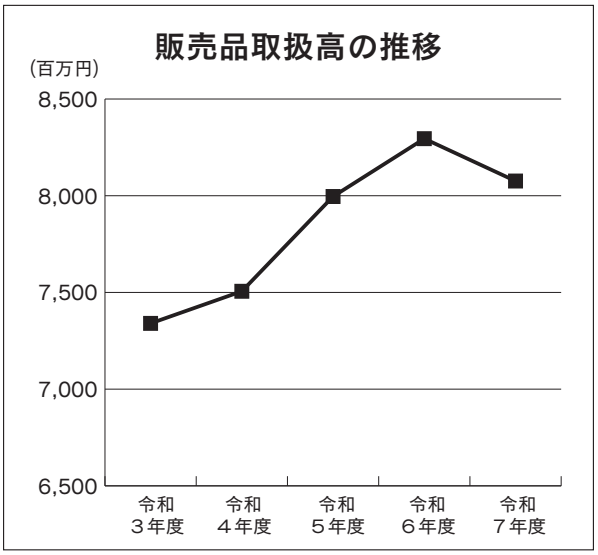
販売品取扱高の推移
(百万円)
8,500
8,000
7,500
7,000
6,500
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度

◇内部統制システム基本方針

業務の適正を確保するための体制として、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくため、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

平成31年２月１日制定
令和５年４月１日改定
令和６年４月１日最終改定
水戸農業協同組合

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がＪＡグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

１．理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。

② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。

③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。

④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。

⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。

⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

・ＪＡの基本理念実践として、役職員の行動規範を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。

・「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」はじめ、関係する諸規程等を制定し・役職員一体となったマネロン・金融犯罪対策の取組強化を実践しています。

・業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施しています。

・自主検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の未然防止・早期発見に努めています。さらに、監事による監査が実施されています。

２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。

②　個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

③　サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

〈運用状況について〉

・文書管理規程に基づき、職務執行に係る文書情報を適切に保存・管理しています。

・情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っています。

・情報セキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページWebサイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築およびセキュリティ機器等の脆弱性管理を行っています。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。

②　理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

・ＪＡを取り巻くリスクについては、ALM委員会、コンプライアンス委員会等の各種会議体を通じて協議・情報共有を図り、理事会で定期的に協議・検討を行っています。

４．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。

② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指揮命令系統を明文化し、役職員は職務の執行を効率的に遂行しています。

・人事労務教育基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

・中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。

５．監事監査の実効性を確保するための体制

① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。

② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。

③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

・監事監査を実効性のあるものとするため、理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。

・内部監査部署は監事会等を通じ、内部監査結果の情報提供や監事監査補助を担う等の緊密な連携をとっており、監事監査の実効性確保を支援しています。

６．組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。

③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

〈運用状況について〉

・各業務における規程や業務マニュアル等を整備、準拠して業務を行っています。

・子会社管理規程を制定し、経営計画及び経営戦略策定の指導・助言を行うとともに、業務の遂行状況を把握および評価し、必要な指導・助言を行っています。

７．財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。

② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。

③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。

④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

・経理規程等を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めています。

・適切な財務報告を作成する体制を構築するため、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めています。

・法令の定めに基づき、ディスクロージャー誌等を通じて財務情報の適時・適切な開示に努めています。

８．県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

〈運用状況について〉

・県中央会と適宜連携し、内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善および内部監査の品質向上に取り組んでいます。

・経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供及び経営相談等により早期にリスクを認識し課題解決に努めています。

事業活動のトピックス（令和７年度）

◇組合員との対話活動を開始

令和７年度から９年度の３年間で、全ての正組合員の皆さまとの対話による訪問活動を行っています。

初年度となる令和７年度は、昨年８月から10月にかけて約３千人を対象に、農業経営形態・後継者・ＪＡサービスや広報誌の満足度などの聞き取りを行いながら、ＪＡへのご意見・ご要望をいただきました。

◇初の相続無料相談会

組合員・地域の皆さまの相続の悩みを解決しようと、昨年10月24日に、初となる無料相続相談会を当ＪＡ本店で開きました。

専門家である司法書士･税理士の先生が遺言書の作成、相続税対策などの相談を受けながら、熱心に解説していました。

◇安心なスマホ活用に向けた教室

スマートフォンの基本的な操作やSNSでの仲間づくりなどを学びながら、詐欺被害にあわないための使用方法を学ぶスマホ教室を昨年、常澄大洗支店、赤塚支店の両支店で開きました。

◇「協同の心」＋（ぷらす）版を発行

組合員の皆さまからの要望を受け、広報誌「協同の心」は昨年７月号より「＋（ぷらす）版」として、３ヵ月ごとに４ページ増量して発行。営農や地域の情報をより充実した情報発信に努めました。

農業振興活動

◇高品質米生産目指し研修会

地域の米づくりの維持・発展に向けて、近年の猛暑などの気候変動に対応した、高温対策技術と高温耐性・耐倒伏品種に取り組むため、昨年７月に「高品質米生産研修会」を２会場で開きました。

◇有機農業研究会「めぐみと」ブランド普及へ

令和６年１月に発足した有機農業研究会は、オリジナルブランド「めぐみと」を立ち上げ、水戸市の高橋靖市長を表敬訪問しＰＲしたほか、直売所「わたまる」に専用コーナーを設けるなど、有機野菜の普及に努めました。

◇安全に農機を利用するための講習会

茨城町加工馬鈴薯部会は昨年５月、農機具の安全講習会を城之内集出荷場で開きました。

メーカーや当ＪＡ農機センター担当者による事故防止対策の説明や、ＪＡ支店担当者による共済による保障の紹介などを行いました。

◇規格統一に向け各生産部会で目揃え会

当ＪＡでは出荷する農産物の適正な出荷規格や栽培方法の統一のため、年間を通して各生産部会で目揃え会を開催し、消費者に選ばれる農産物の供給に努めました。

◇スマート農業の導入拡大

当ＪＡ農機センターは昨年12月に、那珂川ライスセンターで、スマート農機展示会を開催しました。

最新農機の展示や実演、肥料・農薬の相談コーナーなどを通し、スマート農業による作業効率化の拡大を図りました。

地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

組合員の営農と生活を守るというＪＡ本来の責任とあわせて、安全・安心な食料の安定供給、環境保全、地域社会への貢献という社会的責任を実現するための活動を展開しています。

具体的には、年金等の各種無料相談会、小・中学校などの職業・農業体験の受け入れ、ＪＡの土地・建物を有効活用した売電事業、健康診断やウオーキング教室・女性大学など、地域の皆さまの豊かな生活づくりを目指しています。

◇地域貢献情報

□全般に関する事項

ＪＡ水戸は、農業者・地域住民の方々が組合員となり、相互扶助を共通理念として運営される協同組合です。地域農業の発展と豊かな地域社会づくりのため、ＪＡの総合事業を通じてより良いサービスの提供に努め、地域の協同組合として、食と農を通じた社会貢献に努めています。

□地域からの資金調達状況

⑴ 貯金残高（令和８年１月31日現在）
1,379億94万円

⑵ 貯金商品
組合員・地域の皆さまのニーズにあった金融商品（各種キャンペーン・定期貯金等）の提案などを行い、取引の拡大に努めています。

□地域への資金供給の状況

⑴ 貸出金残高（令和８年１月31日現在）
380億7,428万円

⑵ 制度融資取扱状況
長期・低利で利用でき、農業用施設・機械等の取得や家畜の購入・育成、果樹の植栽・育成など幅広い事業に活用出来る「農業近代化資金」などを取り扱っています。

⑶ 地域の農業者等への資金ニーズへの取り組み
① 健全な農業経営に必要な無利子の「認定農業者育成資金」、また農業者へ低利で融資する「アグリマイティー資金」などを取り扱っています。
② 組合員をはじめ、地域の皆さまの農業、暮らしの発展に寄与できる「農業ローン」「営農ローン」「住宅ローン」「自動車ローン」「教育ローン」など、さまざまな融資商品をご用意しています。

□文化的・社会的貢献に関する事項

⑴ 文化的・社会的貢献に関する事項
学校給食への地元農産物の提供、女性部や青年部などを中心とした農業体験指導や食農教育活動を積極的に行っています。「くらしの活動」としては、組合員・地域住民の健康増進へ向けた活動（いきいき健康づくりプロジェクト、組合員健康診断）や、女性大学をはじめとする趣味の活動の活性化に取り組んでいます。
加えて、相続相談・年金相談会、日本赤十字社の献血協力なども積極的に行い、子育てをする親を応援する「子ども倶楽部」会員向けのイベントを開いています。

⑵ 利用者ネットワーク
組合員や地域住民相互の親ぼくを深める目的でグラウンドゴルフ大会（年金友の会）、文化活動（女性部、県北地区文化趣味展）をはじめ、女性大学の開校、ウオーキング教室などの開催などを行っています。

⑶ 情報提供活動
ＪＡと組合員を結ぶパイプ役として広報誌「協同の心」を通して、ＪＡ水戸の情報を発信するとともに、ホームページの開設、SNS（Facebook、Instagram、LINE）の活用を通して、組合員はもちろん、全国の消費者に対しても積極的な情報提供を行っています。
ホームページアドレス：http://www.mt-ib-ja.or.jp/

□事業継続計画（BCP）への取り組み

災害時等に備える事業継続計画（BCP）としては、地元行政と災害時協力協定を結び、災害時に地域住民の早期安定と復興に対しての活動協力体制をとっています。また、大規模地震に備えるため、ＪＡグループ茨城の県域一斉訓練への参加も実施しています。

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

□農業者等の経営支援に関する取組方針

当ＪＡは農業者をはじめ、地域の皆さまに利用される総合事業体として、営農経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面を視野に入れた事業活動を行っています。なかでも農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置付け、農業メインバンク機能の強化を行っており、資金ニーズの把握に努めています。

□農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農相談員（TAC）は、各関係機関との連携を図りながら農業者の農業技術・生産向上に向けた相談に応えています。

□農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズに応えていくため、各種プロパー資金や農業近代化資金などの取り扱いを通じて、農業者の経営と生活をサポートしています。

□ライフサイクルに応じた担い手支援

直売所・インショップ生産支援育成を充実させ、多様な担い手の育成支援に取り組んでいます。また、新規就農資金の相談など、それぞれの段階に応じた資金を取り扱い、担い手の経営と生活をサポートしています。

□経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、各関係機関と連携を図り、経営改善計画の分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。

□農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

地域密着による組合運営、農産物直売所運営などを通じ、組合員、地域住民、消費者などのニーズを把握し、より身近な事業運営を行うとともに、地域の小中学生に対しては、農業への理解を深めるため、食農教育や職場体験などを行っています。

リスク管理の状況

◇リスク管理体制

組合員･利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①　信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②　市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③　流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要

素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④　オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥　システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「ＪＡ事業継続計画（BCP）」を策定しています。

〔リスク管理体制図〕

【コンプライアンス管理体制図】

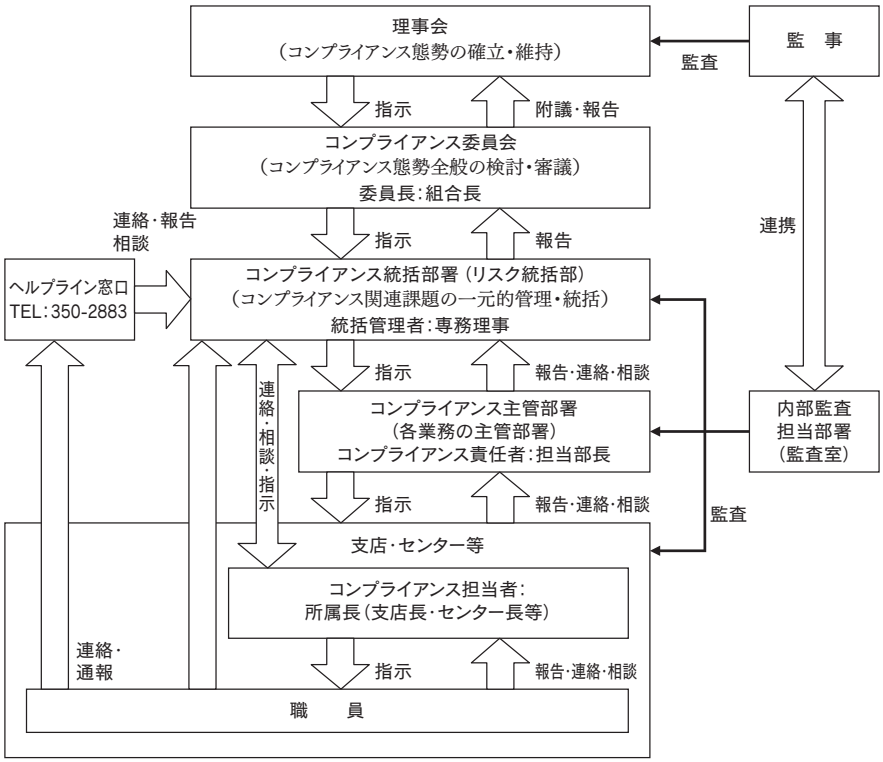

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

○　ＪＡ水戸は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

○　ＪＡ水戸が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

○　当組合は、ＪＡの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。

○　当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。

○　当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

○　経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。

○　社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇金融ADR体制への対応

①　苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口
電　　話：029-254-5116
受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

②　紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業
東京弁護士会紛争解決センター
電　　話：03-3581-0031
受付時間：午前９時30分～午後４時（正午～午後１時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター
電　　話：03-3595-8588
受付時間：午前10時～午後４時（正午～午後１時を除く）
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター
電　　話：03-3581-2249
受付時間：午前９時30分～午後５時（正午～午後１時を除く）
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所）（電話：03-6837-1359・受付時間：午前９時～午後５時（祝日及び金融機関の休業日を除く））にお申し出下さい。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

① 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

② 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせ下さい。

・共済事業

(一社)日本共済協会　共済相談所	(電話：03-5368-5757)
	(https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html)
(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構	(https://www.jibai-adr.or.jp/)
(公財)日弁連交通事故相談センター	(https://n-tacc.or.jp/)
(公財)交通事故紛争処理センター	(https://www.jcstad.or.jp/)
日本弁護士連合会　弁護士費用保険ADR	(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年１月末における自己資本比率は、16.98％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	水戸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,088百万円（前年度3,199百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度)」との２重のセーフティーネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実･強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、⑴個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、⑵経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、⑶全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内（信用事業）

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一ＪＡの経営基盤が弱くなった場合でも、ＪＡ系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□当組合の主な取扱商品

（令和８年５月１日現在）

種　　類	特　　色	期　　間	お預け入れ額
総合口座	１冊の通帳に「借りる」「使う」「貯める」の３機能がセットされています。普通貯金に定期貯金をセットすることにより、自動融資が受けられる口座です。	出し入れ自由	１円以上
普通貯金	公共料金の自動支払い、年金、給与などの自動受け取りなどにご利用いただけます。	出し入れ自由	１円以上
貯蓄貯金	増やしながら、いつでも使える貯金です。普通貯金より有利で、定期貯金より自由、便利です。	出し入れ自由	１円以上
当座貯金	小切手、手形のお支払いのための貯金です。現金を持ち歩かずに資金を効率的に生かすことができます。振り込み金の受け取り、公共料金などの自動支払いにも利用できます。	出し入れ自由	１円以上
通知貯金	まとまったお金を短期間預けるのに適した貯金です。払い出しに際しては、２日前までに予告が必要です。	７日以上	50,000円以上
定期積金	毎月一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える貯金です。	６ヵ月以上 ５年以内	1,000円以上
積立式定期貯金	毎月一定額を積み立てていく、定額積立や、積立額を定めず自由に積み立てていく自由積立などの方法があり、積み立ても有利な定期貯金の利息がつきます。 ボーナス併用なども、ご利用いただけます。	自由	1,000円以上
スーパー定期	お預け入れ額が、１円以上の自由金利貯金です。	１ヵ月以上 ５年以内	１円以上
期日指定定期	利息は、１年複利で計算しますので、長く預けるほどお得です。預け入れ日から１年経過後は、満期日を指定して払い戻すことができます。	据え置き期間 １年を含めて 最長３年	１円以上 300万円未満
大口定期	1,000万円からの大型貯蓄で、市場実勢を反映した高利回りが魅力です。	１ヵ月以上 ５年以内	1,000万円以上
一般財形	勤労者が毎月の給料から天引きで積立てできる貯金で、お使いみちが自由です。	３年以上	原則として 1,000円以上
財形住宅	満55歳未満の勤労者で、マイホームの取得、増改築などを目的とした積立貯金です。	５年以上	原則として 1,000円以上
財形年金	満55歳未満の勤労者で、年金受け取り方式の積立貯金です。	５年以上	原則として 1,000円以上

種　　類	特　　色	期　　間	お預け入れ額
国　　債	国が発行する債券で、満期日まで解約しなければ、元本・利息は、国によって保証されている商品です。	３・５・10年	購入額は １万円以上
投資信託	資産運用の見直し、運用方法の多様化など、資産運用の目的に合わせて、資産を上手に活かす有効な手段の１つです。	自由	１万円以上 (積立式5,000円以上)

㈱金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用下さい。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

□当組合の主な取扱商品

（令和８年５月１日現在）

種　類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法			
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証・担保
ＪＡ住宅ローン	・住宅の新築 ・新築・中古住宅の取得 ・宅地の購入 ・住宅の増改築 ・他行からの借換など	・組合員 ・満18歳以上、満66歳未満で最終返済時満80歳未満	・50万円以上10,000万円以内（基金協会） ・10万円以上20,000万円以内（協同住宅ローン）	３年以上50年以内	・元利均等返済（固定・変動） ・元金均等返済（固定・変動）	・原則有担保 ・基金協会保証 ・協同住宅ローン㈱保証
ＪＡマイカーローン	・自動車購入（営業車は除く） ・車検 ・修理・購入時の付帯経費 ・車庫の施設 ・免許取得費など	・組合員 ・満18歳以上、満75歳未満で最終返済時満80歳未満	10万円以上1,000万円以内	６ヵ月以上15年以内	・元利均等返済（固定・変動）	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス㈱保証
ＪＡ多目的ローン	・生活に必要とする資金	・組合員 ・満18歳以上、満75歳未満で最終返済時満80歳未満	・10万円以上500万円以内 ・10万円以上1,000万円以内（三菱UFJニコス㈱）	６ヵ月以上10年以内	・元利均等返済（固定・変動）	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス㈱保証
ＪＡ教育ローン	・受験費用、入学金、授業料、学費、家賃（1年分）など	・組合員 ・満18歳以上、最終返済時満80歳未満	10万円以上1,000万円以内	６ヵ月以上据置期間を含め最長15年（在学期間＋９年）	・元利均等返済（固定・変動）	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス㈱保証
ＪＡカードローン約定返済型	・生活に必要とする資金	・組合員 ・満20歳以上、満70歳未満	・極度額50万円以内（基金協会） ・10万円以上500万円以内（三菱UFJニコス㈱）	１年（自動更新）	・普通貯金への入金により自動的に返済 ・約定返済＋任意返済	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス㈱保証
ＪＡ営農ローン	・農業経営に必要な運転資金	・正組合員 ・満18歳以上、最終返済時満70歳未満	極度額300万円かつ前年のＪＡへの農産物販売実績の範囲	１年（自動更新）	・普通貯金への入金により自動的に返済	・担保不要 ・基金協会保証
ＪＡ農業ローン	・農業施設、資材機械器具など	・正組合員 ・満18歳以上、最終返済時満71歳未満	10万円以上300万円以内	６ヵ月以上５年以内	・元利均等返済（固定）	・担保不要 ・基金協会保証

種　類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法			
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証・担保
アグリマイティー資金	・農業生産に直結する設備資金、運転資金 ・農産物の加工、流通、販売に関する設備資金、運転資金 ・再生可能エネルギー利用の取り組みを支援するための発電、蓄電設備取得資金 ・災害緊急資金	・組合員 ・農事法人組合、団体 ・満18歳以上、最終返済時満80歳以下	事業に必要な資金の100％以内 ※運転資金は１年以内に必要な金額が上限額 ※再生可能エネルギー資金は50百万円以内 ※災害緊急資金は５百万以内	20年以内	・元利均等返済 ・元金均等返済（固定・変動） ・期日一括返済	・個人保証 ・基金協会保証 ・必要に応じ担保
農業近代化資金	・農作業所、トラクター、コンバイン、田植機などの農機具 ・その他	・正組合員 ・農事法人組合、団体	・農業者個人 1,800万円以内 ・団体等 ２億円以内	・農機具等 ７年以内 ・施設等 15年以内	・元金均等返済（固定）	・担保は基金協会の判断による ・基金協会保証

㈱上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用下さい。（詳しくは窓口にてご確認下さい。）

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

□手数料一覧

※各手数料は、令和８年５月１日現在。消費税10％を含んでおります。

内国為替の手数料

種　類			金　額	
振込手数料（１件につき）	同一店内あて			660円
	当組合本・支店あて			660円
	他金融機関あて	電信扱		990円
		文書扱		990円
代金取立手数料	電子交換所取立		１通につき	880円
	個別取立		１通につき	3,300円
その他諸手数料	振込の組戻料・訂正料		１件につき	990円
	不渡手形返却料		１通につき	1,100円
	取立手形組戻料		１通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料		１通につき	1,100円
	ただし、1,100円を超える取立費用を要する場合は、その実費を申し受けます。			
	離島回金料			無　料

貯金関係手数料

手形帳・小切手帳交付、通帳・証書再発行等

項　　目	料金基準	金　額	備　　考
ＩＣキャッシュカード発行	１枚につき	無　料	
クレジット一体型ＩＣキャッシュカード発行	１枚につき	無　料	
通帳再発行	１冊につき	1,100円	盗難・災害による喪失等の場合は、所定の確認により無料
証書再発行	１冊につき	1,100円	
キャッシュカード再発行	１枚につき	1,100円	
ＩＣキャッシュカード再発行	１枚につき	1,100円	
クレジット一体型ＩＣキャッシュカード再発行	１枚につき	550円	
残高証明書発行	１通につき	550円	窓口発行分
その他各種証明書発行	１通につき	550円	
取引履歴明細書発行（Ｈ15.11以降）	10枚まで	550円	11枚から１枚につき11円加算
取引履歴明細書発行（Ｈ15.11以前）	10枚まで	550円	11枚から１枚につき22円加算
地方公共団体税金納付取次	１枚につき	550円	
国債口座管理手数料	1口座1ヵ月につき	110円	

※定期貯金や普通口座等複数商品の取引履歴明細書発行依頼があった場合、商品ごとに料金表に基づき徴収する。

自動化機器による取引先手数料

⑴　農協内貯金ネット、県内農協貯金ネット、全国農協貯金ネットによる利用

取引日および取引時間帯		支払・入金		
		農協内ネット（自店含む）	県内ネット	全国ネット
平　日	8:00～ 8:45	無　料	無　料	無　料
	8:45～18:00	無　料	無　料	無　料
	18:00～21:00	無　料	無　料	無　料
土曜日	8:00～ 8:45	無　料	無　料	無　料
	8:45～14:00	無　料	無　料	無　料
	14:00～21:00	無　料	無　料	無　料
日　曜	8:00～21:00	無　料	無　料	無　料
祝（休）日	8:00～21:00	無　料	無　料	無　料

（注１）祝（休）日には、１月２日、１月３日を含みます。
（注２）12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

⑵　業態間（MICS）提携、ＪＦマリンバンク提携による利用

取引日および取引時間帯		支払・入金		
		業態間提携	うち三菱UFJ銀行	ＪＦマリンバンク提携
平　日	8:00～ 9:00	110円	8:00～ 8:45　110円	無　料
	9:00～18:00	110円	8:45～18:00　無　料	無　料
	18:00～21:00	220円	110円	無　料
土曜日	8:00～ 9:00	220円	110円	無　料
	9:00～14:00	110円	110円	無　料
	14:00～21:00	220円	110円	無　料
日　曜	8:00～21:00	220円	110円	無　料
祝（休）日	8:00～21:00	220円	110円	無　料

（注１）祝（休）日には、１月２日、１月３日を含みます。
（注２）12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

円貨両替手数料

両替枚数	1枚～500枚	501枚～
手数料	550円	1,100円（500枚毎に550円加算）

※両替枚数は、持参現金の合計枚数か受け取る合計枚数のいずれか多い方の枚数となります。
※硬貨計測後に両替を取りやめる場合も手数料をお支払いいただきます。
※ただし、当組合の通帳またはキャッシュカード提示の場合、一人1日1回100枚まで無料とします。

金種指定入出金手数料・店頭硬貨紙幣整理手数料

入手金枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～
手数料	無料（1日通算）	550円	1,100円（500枚毎に550円加算）

※入出金枚数は、持参現金の合計枚数か、受け取る合計枚数のいずれか多い方の枚数と致します。ただし、一万円札は取扱い枚数に含みません。また、国税、県税、市税、町税等納付の場合は手数料は無料となります。
※店頭硬貨紙幣整理手数料は、円硬貨紙幣を貯金口座にご入金（お振込みを含む）される場合の手数料です。
※硬貨計測後にご入金・お振込みを取りやめる場合も手数料をお支払いいただきます。

郵貯提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードにより郵貯のATMを利用して現金の払い出し（支払取引）・預け入れ（入金取引）が行われた場合の手数料

取引日および取引時間帯		料金基準	取引先手数料
平　日	8:00～ 8:45	取引1件につき	220円
	8:45～18:00	取引1件につき	110円
	18:00～21:00	取引1件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき	220円
	9:00～14:00	取引1件につき	110円
	14:00～21:00	取引1件につき	220円
日　曜	8:00～21:00	取引1件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき	220円

（注1）祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。
（注2）12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

セブン銀行提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりセブン銀行のATMを利用して現金の払い出し（支払取引）・預け入れ（入金取引）が行われた場合の手数料

取引日および取引時間帯		料金基準	取引先手数料
平　日	8:00～ 8:45	取引1件につき	220円
	8:45～18:00	取引1件につき	110円
	18:00～21:00	取引1件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき	220円
	9:00～14:00	取引1件につき	110円
	14:00～21:00	取引1件につき	220円
日　曜	8:00～21:00	取引1件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき	220円

（注1）祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。
（注2）12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

コンビニATM２社提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりコンビニATM２社（㈱イーネット・㈱ローソン銀行）のATMを利用して現金の払い出し（支払取引）・預け入れ（入金取引）を行った場合の手数料

取引日および取引時間帯		料金基準	取引先手数料
平　日	8:00～ 8:45	取引１件につき	220円
	8:45～18:00	取引１件につき	110円
	18:00～21:00	取引１件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引１件につき	220円
	9:00～14:00	取引１件につき	110円
	14:00～21:00	取引１件につき	220円
日　曜	8:00～21:00	取引１件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引１件につき	220円

（注１）祝(休)日には、１月２日、１月３日を含みます。
（注２）12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

成年後見支援貯金にかかる手数料

商　品	項　目	手数料
成年後見支援貯金 （普通貯金） 成年後見支援貯金無利息型 （決済用）	口座開設手数料	11,000円
	口座管理手数料（年額）	無　料
	その他手数料	振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合、当組合所定の取扱手数料

未利用口座にかかる管理手数料

2021年10月１日以降に開設され、２年間ご利用のない残高10,000円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料

商　品	手数料
普通貯金口座（一般・総合・営農・こども） 貯蓄貯金口座	年間1,320円

ＪＡネットバンク（個人向けインターネットバンキング）による取引手数料

月額手数料	無　料				
振込手数料 （１件につき）	自店内	本支店間	県内系統	県外系統	他金融機関
	無　料	無　料	220円	220円	275円
振替手数料	無　料				

法人ＪＡネットバンク（法人・個人事業主向けインターネットバンキング）による取引手数料

月額手数料	基本サービス　1,100円／月				
	基本サービス＋データ伝送サービス　3,300円／月				
振込手数料総合振込手数料 （１件につき）	自店内	本支店間	県内系統	県外系統	他金融機関
	無　料	無　料	220円	220円	440円
給与・賞与振込手数料 （１件につき）	自店内	本支店間	県内系統	県外系統	他金融機関
	無　料	無　料	110円	110円	330円

※基本サービス：残高照会・入出金明細照会・振込・振替・ペイジー払込
※データ伝送サービス：総合振込・給与賞与振込・口座振替・取引状況照会

貸出関係手数料

一　般　資　金 対象資金：住宅関連資金以外の資金すべて。地公等・貯金担保・共済担保・農業制度資金、災害資金は無料			
項　　目	料金基準	金　額	備　　考
貸出事務手数料			
証書貸付	1　件	3,300円	カードローン証書化は無料
手形・当座貸越	1　件	3,300円	約定返済型への切替は無料
手形割引	1　件	1,100円	
債務保証	1　件	1,100円	
繰上返済			
一部繰上返済			
窓口扱い	1　回	6,600円	留保金の繰上返済は無料
ＩＢ扱い	1　回	無　料	
全額繰上返済			
実行日から10年以内	1　件	3,300円	
実行日から10年超	1　件	無料	
残存期間１年未満	1　件	無料	
貸出条件変更手数料　※変更日が同日で複数の条件変更を行う場合は１回			
金利の変更	1　回	6,600円	固定から変動、変動から固定への変更または金利引下げ等
その他の条件変更	1　回	6,600円	※一部の条件変更を除く
発行手数料			
残高証明書	1　通	550円	
融資見込証明書	1　通	5,500円	

住宅関連資金 対象資金：一般住宅資金、特別事業資金、ＪＡ賃貸住宅ローン、ＪＡ農泊ローン、ＪＡ住宅ローン			
項　　目	料金基準	金　額	備　　考
貸出事務手数料			
証書貸付	1　件	33,000円	住宅ローン・住宅資金・特別事業資金・ＪＡ賃貸・ＪＡ農泊
繰上返済・貸出返済条件変更手数料			
一部繰上返済			
窓口扱い	1　回	6,600円	留保金の繰上返済は無料
ＩＢ扱い	1　回	無　料	
全額繰上返済			
実行日から10年以内	1　件	6,600円	
実行日から10年超	1　件	無　料	
残存期間１年未満	1　件	無　料	
貸出条件変更手数料　※変更日が同日で複数の条件変更を行う場合は１回			
金利の変更	1　回	6,600円	固定から変動、変動から固定への変更または金利引下げ等
住宅ローンの「固定変動選択型」の固定選択	1　回	6,600円	借入当初の固定選択時は無料
その他の条件変更	1　回	6,600円	※一部の条件変更を除く
発行手数料			
残高証明書	1　通	550円	
融資見込証明書	1　通	5,500円	
住宅取得控除証明書	1　通	無　料	

※各手数料は、消費税10%の税込表示となっております。

事業のご案内（共済事業）

◇ＪＡ共済の仕組み

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成17年４月１日から、ＪＡとＪＡ共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれの役割を担い、組合員･利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

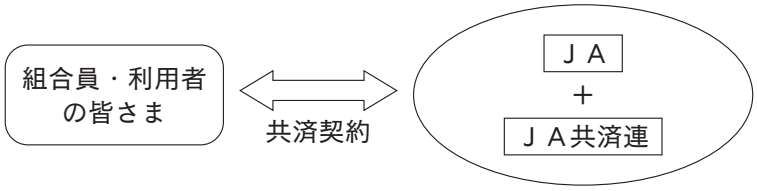

Ｊ　　Ａ：ＪＡ共済の窓口です。
ＪＡ共済連：ＪＡ共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

事業のご案内（購買事業）

購買事業は、生産者（組合員）が必要とする資材について、ＪＡができるだけ安く、良質なものを安定供給しようとするもので、肥料、農薬、飼料、農機など、農業に必要な資材を供給する生産資材と食品や日用雑貨など生活資材を取り扱いしております。

各組合員が個々に購入するのではなく、ＪＡグループがスケールメリットを生かしてメーカーと交渉することで安全、良質な資材を仕入れ、組合員に安定供給しております。

事業のご案内（販売事業）

販売事業は、管内の農家が丹精込めて生産した農畜産物を出荷規格基準に基づき、首都圏および近郊市場をはじめとして共同販売や直売所等による地産地消の取り組みを行い、消費者の皆様へ安全で高品質、新鮮な農畜産物を提供することを目的とする事業です。今後とも、皆様に喜んでいただける、選んでいただける農畜産物の提供を心掛けて参ります。

また、「地産地消」の取組として、当ＪＡ直営の８直売所と管内Ａコープ、ポケットファームどきどき、地元スーパーのインショップ等へ生産農家直送の採れたて新鮮野菜を消費者へ提供を行っております。

さらに、最近注目を集めています、有機農業の取り組みによる「有機野菜」の生産拡大の取組、産地ブランド化による提供を進めて参ります。

事業のご案内（保管事業）

保管事業は、管内農家より集荷した米穀・麦類を販売するまでの期間、低温倉庫で品質の維持管理を行う事業です。

事業のご案内（加工事業）

加工事業は、「地産地消」「地元農産物の素材を活かした」をテーマに、管内農家が生産した農産物を主原料に、（味噌類・ジュース類・ジャム類・ジェラート・梅干し・餅類）を当ＪＡの施設で加工製造を行っています。また、焼酎類・ゼリー類・「水戸の梅（ふくゆい）を主原料とした菓子類」を外部委託製造し、広く販売をしています。

農業経営に農産物の高付加価値を取り込むことで、農業所得向上・経営改善を図ることを目的とした事業です。

事業のご案内（利用事業）

利用事業は、農家が安定して営農が出来るよう共同利用施設（ライスセンター・育苗センター・集荷場・キュアリング施設等）を一定の利用料を受け入れることで、利用できる事業です。その他にも、葬祭、宅配、農業機械等の利用事業があります。

事業のご案内（指導事業）

農家が生産する農産物の栽培技術・栽培方法等、また、新品種導入等に係る情報提供など組合員の営農活動を支援する営農指導と、組合員や、地域の皆さまの豊かな暮らしづくりを支える生活指導の事業で、ＪＡ事業の基盤となる事業です。

特に営農指導事業は、農業経営全般の相談・指導など業務幅は広く　①農業生産技術指導　②農業経営指導　③部会等の組織育成強化　④新規就農者育成支援強化　⑤共同利用施設の運営･指導などがあります。

また、組合員への出向く活動強化のために、営農相談員を増員設置し「TAC」の愛称で情報提供・提案活動を継続的・積極的に行っています。

事業のご案内（その他の事業）

◇資産管理事業

組合員のより良い資産継承のために、管理を受託している賃貸物件については、幅広い広告媒体を通じて入居募集を展開しています。

◇旅行事業

お客様の要望に沿った企画旅行を提案し、安心して楽しんでいただき、思い出に残る旅行プランの提案をいたします。

協同会社

◇有限会社ジェイエイ水戸グループサービス

有限会社ジェイエイ水戸グループサービスは、2002年６月に設立した当ＪＡの子会社です。

Ａコープ店舗事業を主要事業とし、組合員・利用者の皆さまに喜ばれる商品の提供に努めています。

法　人　名	所在地・電話	主要事業内容	設立(出資)年月日	資本金（出資金）	当組合出資比率（%）
有限会社ジェイエイ水戸グループサービス	東茨城郡城里町大字石塚字杉合1146番地１ TEL 029-291-5137	Ａコープ店舗事業（Ａコープ常北、Ａコープかつら）食堂運営（ＪＡグループ茨城教育センター）	2002年６月１日	9,000千円	100%

◇ＪＡ水戸アグリサポート株式会社

ＪＡ水戸アグリサポート株式会社は、2015年２月に設立した当ＪＡの子会社です。

当ＪＡ管内において、農業従事者の高齢化や後継者不足とともに、耕作放棄地の発生が課題となっている状況を踏まえ、ＪＡの施設利用事業の経営資源を最大限に活用し、組合員の設備投資や労力の負担軽減の一翼を担うため、ＪＡを主体とする農業法人を設立し、地域農業の担い手として農業振興に取り組んでいます。

法　人　名	所在地・電話	主要事業内容	設立(出資)年月日	資本金（出資金）	当組合出資比率（%）
ＪＡ水戸アグリサポート株式会社	水戸市渡里町3832番地 TEL 029-246-6222	農作業の受委託、共同利用施設の運営管理、農産物の生産販売	2015年２月19日	9,900千円	96%

ＪＡの概況・組織

沿革（あゆみ）

時代年号	西　暦	月	日	主なできごと
平成５年	（1993年）	８月	１日	水戸地域７ＪＡが広域合併し、「水戸農業協同組合」（愛称：ＪＡ水戸）が発足
		８月	５日	ＪＡ水戸開所式
平成６年	（1994年）	８月	１日	初の特定優良賃貸住宅管理開始
平成７年	（1995年）	５月	15日	ＪＡ県経済連との共同施行により、ＪＡ祭典水戸がスタート
平成８年	（1996年）	８月	２日	ライフアドバイザーのふれあいＬＡ進発式
		10月	11日	ＪＡ水戸のオリジナル米「水戸っ穂」がデビュー
平成９年	（1997年）	５月	14日	ＪＡ水戸改革を専門的に検討する組織再編特別委員会設置
		８月	14日	手づくりの郷かつらで、低カロリージェラート販売開始
		11月	17日	支店統合再編に向け検討する経営改善（アタック21）特別委員会設置
平成10年	（1998年）	８月	１日	合併５周年記念日（県下では45ＪＡ、うち広域ＪＡは14）
		11月	１日	第１次支店の統合再編（上中妻、常北、かつらの３地区）
平成11年	（1999年）	３月	16日	初のＪＡ水戸農業振興大会
		７月	１日	第２次支店の統合再編（渡里、常澄、内原の３地区）
		７月	15日	訪問介護サービスセンター（まごころ）開所式及びまごころカー出発式
		10月	１日	生産資材全般のＪＡ水戸県域戸別配送オープンセレモニー
		11月	６日	渡里地区農産物直売所オープン
平成12年	（2000年）	６月	16日	生協店舗「コープフレール水戸」内に常設のＪＡ水戸地場野菜直売所を開設
		６月	22日	新しい経営改善（アタック21）特別委員会設置
		７月	１日	第３次支店の統合再編（酒門、長岡の２地区・３ヵ年計画で支店の統合再編終了）
		11月	18日	上中妻地区農産物直売所（愛称：つちっこ河和田）オープン
平成13年	（2001年）	２月	20日	ＪＡ水戸オリジナル加工商品「水戸の三色干しいも」が登場
		11月	１日	合併後初の全組合員対象とした増資運動スタート
		11月	18日	酒門地区農産物直売所（愛称：フレッシュさかど）オープン
平成14年	（2002年）	２月	１日	ＪＡ水戸広報紙「協同の心」が２月号で第100号発行
		６月	１日	有限会社ジェイエイ水戸グループサービスが発足
		11月	30日	合併10周年記念式典
平成15年	（2003年）	７月	23日	ＪＡ水戸女性部設立総会
		９月	２日	本格的なＪＡ水戸ホームページが開設
		10月	30日	女性部茨城支部フレッシュミズ設立総会
		11月	４日	信用オンラインシステム（JASTEM）が稼動
平成16年	（2004年）	１月	26日	かつら地区大豆乾燥施設竣工式
		２月	２日	新築の緑岡支店が営業開始
		２月	21日	大洗海・山直売センター「いきいき」オープン
平成17年	（2005年）	３月	25日	フードスクエアカスミ水戸赤塚店内に農産物直売所開設
		４月	26日	第12回通常総代会で合併後初の出資配当が可決に
		７月	１日	大洗町地域限定芋焼酎「大洗」を発売開始
		７月	29日	ＪＡ水戸女性大学開校
		12月	26日	ＪＡ水戸防犯パトロール出発式
平成18年	（2006年）	３月	31日	茨城地区農産物直売所（愛称：さくら）オープン
		７月	７日	内原地区農産物直売所（愛称：内原のめぐみ）オープン
		11月	17日	干しいも用のサツマイモを使った３種芋焼酎「一人笑」「二人笑」「三人笑」を発売
平成19年	（2007年）	２月	14日	初のＪＡ水戸農産物直売所出荷者大会
平成20年	（2008年）	２月	１日	平成20年度定期人事異動に伴い、管理支援センター、総合サービスセンターを開設
		２月	６日	紫芋の新品種「九州137号」使った芋焼酎「華むら咲」を発売

平成20年	(2008年)	12月	8日	総合サービスセンター新店舗オープン
平成21年	(2009年)	2月	1日	貯金残高1,000億円達成記念式典
		5月	24日	水戸献血連合会総会で当組合の社会貢献活動が評価され、表彰状を授与
		12月	7日	ひぬま営農資材センター新事務所がオープン
平成22年	(2010年)	8月	27日	コシヒカリ「ＪＡ水戸」が発売
平成23年	(2011年)	3月	24日	東日本大震災により被災された組合員を対象とした緊急融資の実施
		4月	29日	大洗地区農産物直売所リニューアルオープン
平成24年	(2012年)	4月	21日	いきいき健康づくりプロジェクトがスタート
		7月	2日	ＪＡ水戸合併20周年記念旅行
		10月	27日	第１回ＪＡ水戸ウォーキング大会
平成25年	(2013年)	7月	6日	ＪＡ水戸合併20周年記念式典
		9月	1日	総合ポイントサービス・直売所ポイントサービスがスタート
		10月	31日	内原播田実発電所通電式
平成26年	(2014年)	4月	24日	特別栽培米おにぎりを販売開始
		6月	14日	初代ＪＡ水戸・地域農業応援大使が活動開始
平成27年	(2015年)	1月	9日	「ＪＡ水戸オウエン」を商標登録
		2月	18日	ＪＡ水戸アグリサポート㈱が設立
		7月	9日	茨城町農業公社が設立
平成28年	(2016年)	5月	27日	茨城町産メロンをマレーシアに輸出開始
		8月	22日	１事業所１協同活動がスタート
		10月	22日	初の農業機械・農業資材合同展示会
平成29年	(2017年)	9月	1日	ＪＡ水戸農家の店しんしん内原店オープン
		10月	30日	常澄ライスセンター竣工式
平成30年	(2018年)	2月	7日	「水戸の柔甘ねぎ」がＧＩ登録
		3月	22日	「水戸のねぎ」が県銘柄産地指定
令和元年	(2019年)	2月	16日	「水戸の柔甘ねぎ」「いばらきキッス」を首相官邸でＰＲ
		5月	17日	茨城町産メロン「愛ちゃんメロン」が香港で店頭販売
令和２年	(2020年)	5月	25日	常北・かつら地区、茨城・ひぬま地区、常澄・大洗地区の支店統廃合により、新たにしろさと支店・いばらき支店・常澄大洗支店がオープン
		11月	24日	南部営農資材センターにて資材館リニューアルオープン
令和３年	(2021年)	6月	8日	水戸市産　水戸乃梅「ふくゆい」出荷開始
		11月	14日	酒門支店と緑岡支店を統合し、千波支店として新設
令和４年	(2022年)	8月	24日	有機資材活用促進セミナーを開催
		12月	9日	酒門地区農産物直売所「フレッシュさかど」がリニューアルオープン
令和５年	(2023年)	6月	30日	「物流の2024年問題」に関する研修会を実施
		11月	27日	本店金融窓口と上中妻支店、渡里支店の統廃合により、新たに本店建屋内に赤塚支店がオープン
令和６年	(2024年)	1月	24日	有機農業研究会を設立
		2月	1日	広報誌「協同の心」電子版の配信開始
		11月	12日	冬季の組合員会議（対話集会）を初開催
令和７年	(2025年)	5月	28日	いばらきメロン品評会で「イバラキング」部門で最優秀賞、赤肉メロン部門で特別賞を受賞
		10月	24日	本店で相続無料個別相談会を初開催
		12月	3日	那珂川ライスセンターにてスマート農業展示会を開催

機構図

（令和８年２月１日現在）

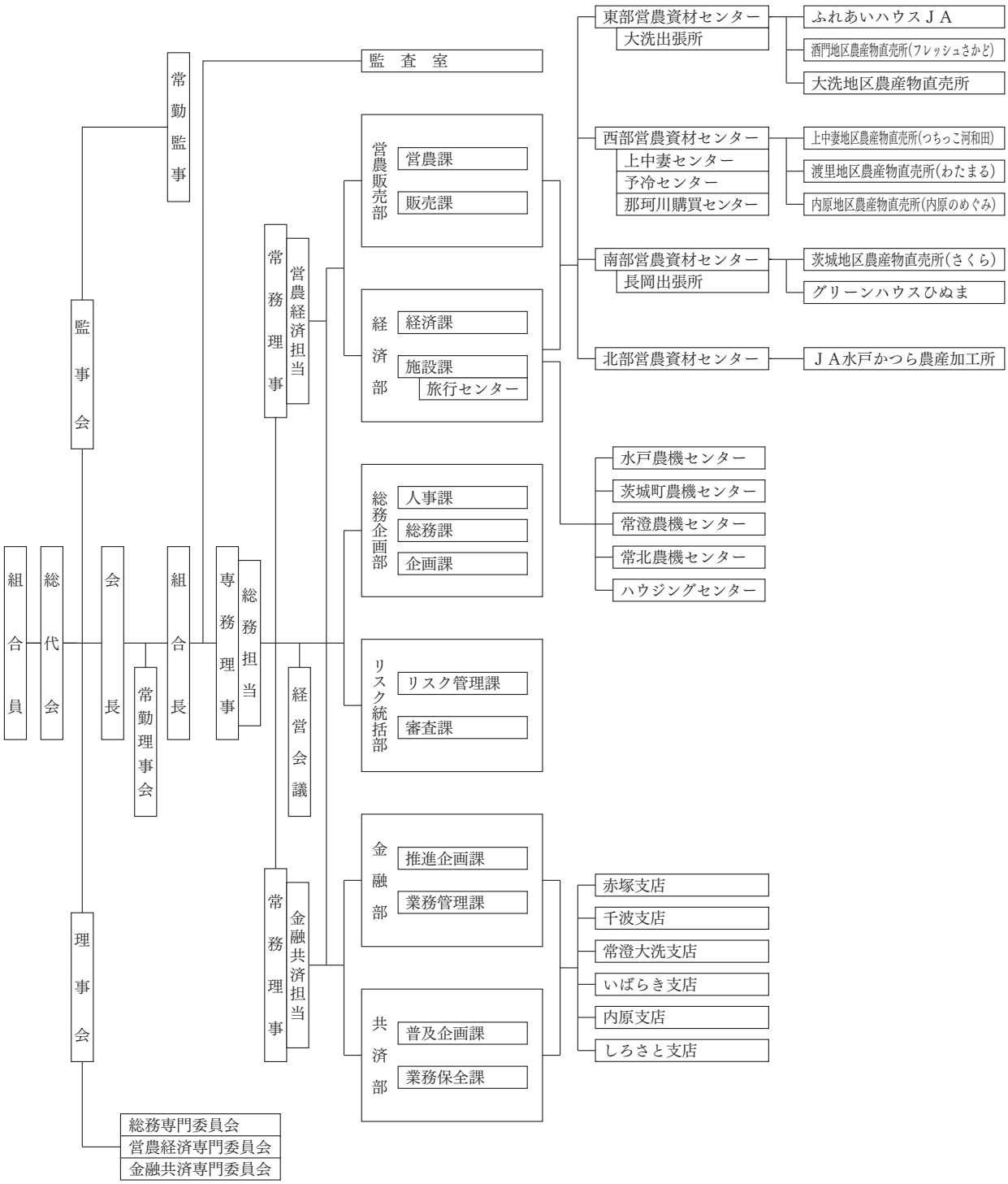

役員構成

（令和８年５月１日現在）

役　職　名	氏　　名	摘　　要
代表理事会長	八木岡　努	渡里地区・総務専門委員
代表理事組合長	園部　　優	渡里地区
代表理事専務（総務担当）	海老沢幸洋	ひぬま地区
常務理事（営農経済担当）	植木　隆一	実務精通役員
常務理事（金融共済担当）	宮田　　清	実務精通役員・信用事業専任
常任理事（非常勤）	小沼　正男	大洗地区・常任理事委員長・総務専門委員
〃	和家　孝之	ひぬま地区・常任理事副委員長・金融共済専門委員
〃	大塚　　茂	茨城地区・営農経済専門委員長
〃	大場　政義	内原地区・総務専門委員長
〃	小幡　利克	かつら地区・金融共済専門委員長
〃	河原井大介	常北地区・総務専門委員
〃	川原井正浩	上中妻地区・総務専門委員
〃	大谷　広城	常澄地区・営農経済専門副委員長
〃	小林　真一	緑岡地区・金融共済専門委員
〃	田寺　孝一	酒門地区・金融共済専門副委員長
理　　事	清水　昭男	茨城地区・総務専門副委員長
〃	細谷　智宏	内原地区・金融共済専門委員
〃	秋山　　稔	かつら地区・営農経済専門委員
〃	生井沢康代	常澄地区・金融共済専門委員
〃	小松崎陽子	上中妻地区・金融共済専門委員
〃	吉川　利弘	組合員組織代表（青年部）・営農経済専門委員
〃	山口麻衣子	常北地区・営農経済専門委員
〃	田口三智子	組合員組織代表（女性部）・総務専門委員
〃	小橋　長能	組合員組織代表（生産部会）・営農経済専門委員
〃	深作　勝久	組合員組織代表（生産部会）・営農経済専門委員
〃	綿引恵美子	組合員組織代表（女性部）・総務専門委員
〃	郡司　和彦	酒門地区・営農経済専門委員
〃	山﨑　仁志	組合員組織代表（青年部）・金融共済専門委員
代表監事	藤咲　徹夫	員外
常勤監事	海野　雅文	実務精通役員
監　　事	三村　信明	内原・常北・かつら地区
〃	栗橋　秀昭	緑岡・上中妻・渡里・酒門地区
〃	有田　和義	常澄・大洗・茨城・ひぬま地区

組合員数

（令和８年１月31日現在）
（単位：人・団体）

資格区分		令和６年度	令和７年度
正組合員数			
個　人	男　性	8,200	7,994
	女　性	2,064	2,030
	計	10,264	10,024
法　人		80	89
小　　計		10,344	10,113
准組合員数			
個　人	男　性	6,900	6,874
	女　性	6,425	6,436
	計	13,325	13,310
法人または団体		111	112
小　　計		13,436	13,422
組合員総数			
個　人	男　性	15,100	14,868
	女　性	8,489	8,466
	計	23,589	23,334
法人または団体		191	201
合　　計		23,780	23,535

組合員組織の状況

（令和８年１月31日現在）

（単位：人）

組 織 名	構成員数
協力委員	1,139
女性部	340
東部支部	58
西部支部	194
南部支部	28
北部支部	60
青年部	102
水戸支部	12
常澄支部	21
大洗支部	14
茨城支部	31
内原支部	10
城里支部	14
年金友の会	6,210
水戸支部	2,196
常澄支部	724
大洗支部	73
茨城町支部	1,230
内原支部	587
常北支部	874
かつら支部	526
資産管理研究会	28
生産部会代表者連絡協議会	11
農産物直売所連絡協議会	8
水戸地域農業振興連絡協議会	22
外国人実習生受入農家連絡会	23
アスパラガス生産部会	12
有機農業研究会	39

水戸地区

（単位：人）

組 織 名	構成員数
水戸園芸部会	48
ニラ部	18
ニンジン部	9
カボチャ部	5
ナス部	14
水戸地区ねぎ生産部会	43
水戸地区ねぎ生産部会　柔甘ねぎ部	19
水戸地区白菜部会	10
梅生産部会	23
上中妻地区生産組合	69
酒門営農生産組合	7
上中妻地区農産物直売部会	203
渡里地区農産物直売部会	189
酒門地区農産物直売部会	156
カスミ赤塚店直販部会	82
水戸市肥育牛部会	9
上中妻地区水田農業構造改革対策推進協議会	7
渡里地区水田農業構造改革対策推進協議会	4
飯富地区水田農業構造改革対策推進協議会	14
上国井地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
下国井地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
田谷地区水田農業構造改革対策推進協議会	2
柳河地区水田農業構造改革対策推進協議会	5
緑岡地区水田農業構造改革対策推進協議会	4
常磐地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
水戸市農業用プラスチック処理協議会	135
水戸市労災保険特別加入組合	301

大洗地区　（単位：人）

組 織 名	構成員数
大洗そ菜連合会	16
大洗甘藷生産部会	15
東部大洗苺生産部会	5
大洗地区農産物直売部会	88

茨城町地区　（単位：人）

組 織 名	構成員数
茨城町生産部会連絡協議会	24
茨城町いちご生産部会	14
茨城町人参部会	21
茨城町甘藷部会	20
茨城町加工馬鈴薯部会	38
茨城町メロン部会	38
茨城町こだわりメロン研究部	9
茨城町加工トマト生産部会	10
茨城町三つ葉部会	6
茨城町栗生産部会	29
茨城町ニラ生産部会	21
茨城町ミニトマト部会	29
茨城町葉物部会	80
茨城町アールスメロン部会	8
ひぬま産直部会	15
茨城町肥育牛部会	3
茨城町キャベツ生産部会	20
茨城地区農産物直売部会（さくら）	153
カスミ水戸南店直販部会	35
茨城町銘柄確立推進・生産流通対策協議会	29
茨城町農業労災保険特別加入組合	57
麦・大豆作付集落連絡協議会	15

内原地区　（単位：人）

組 織 名	構成員数
内原イチゴ生産部会	9
内原加工ナス部会	3
内原地区農産物直売部会（内原のめぐみ）	156
杉崎町営農組合	96
小林町営農組合	53
中原営農組合	31
播田実営農組合	70

常澄地区　（単位：人）

組 織 名	構成員数
常澄園芸部会連絡協議会	35
東部常澄苺生産部会	6
東部蔬菜生産部会	7
常澄胡瓜生産部会	7
常澄南ハウス園芸生産部会	2
常澄ふれあいハウス直売部会	123
常澄ブランド米栽培研究会	12
常澄地区水稲農薬航空防除隊	14

常北地区　（単位：人）

組 織 名	構成員数
常北加工バレイショ部会	5
常北施設園芸部会	5
ナス部会（※）	6
北部生姜部会	20
ニラ部会（※）	5
しろさと直売部会	136
古内茶生産組合	6
じょうほくそば組合	5
常北かつら和牛改良組合	8
常北地区環境にやさしい米づくり部会	12

※水戸園芸部会に所属

かつら地区　（単位：人）

組 織 名	構成員数
かつら採種部会	26
フローラネット城里	6
城里常陸大黒研究会	6
城里町茄子出荷部会	11
桂地区農林水田病虫害防除運営委員会	16
城里地区生産部会連絡協議会	12

当ＪＡの組合員組織を記載しています。

地区一覧

（令和８年５月１日現在）

当組合の地区は、茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町の内、大字石塚、大字那珂西、大字上泉、大字増井、大字磯野、大字上入野、大字上青山、大字下青山、大字春園、大字小坂、大字勝見沢、大字上古内、大字下古内、大字上圷、大字下圷、大字粟、大字北方、大字高久、大字錫高野、大字孫根、大字岩船、大字高根、大字阿波山、大字下阿野沢、大字上阿野沢、大字御前山、大字高根台が区域となっています。

店舗等のご案内

★印がATM併設店舗です。

●本　　店

（令和８年５月１日現在）

事 業 所 名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
本店	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5111㈹	254-9370㈹
監査室	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5114	254-9370
総務企画部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5111	254-9370
リスク統括部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5115	254-9370
営農販売部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9353	254-9373
経済部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9354	254-9373
金融部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5116	254-9371
共済部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5117	254-9371
旅行センター	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9352	350-6155

●支　　店

事 業 所 名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
赤塚支店★	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-7935	350-5760
千波支店★	310-0851	水戸市千波町1867	241-2711	241-2712
常澄大洗支店★	311-1115	水戸市大串町1203	269-2446	269-2836
いばらき支店★	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-0011	292-0936
内原支店★	319-0317	水戸市内原1-210	259-2308	259-3878
しろさと支店★	311-4303	東茨城郡城里町石塚572-1	288-2067	288-2049

●ATM

事 業 所 名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ	管理元店舗
ＪＡ全農いばらきATM	311-3155	東茨城郡茨城町下土師1950	292-0011	いばらき支店
大洗出張所ATM	311-1313	東茨城郡大洗町成田町208	269-2446	常澄大洗支店
南部営農資材センターATM	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-26	292-0011	いばらき支店
北部営農資材センターATM	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	288-2067	しろさと支店
酒門地区農産物直売所ATM	310-0841	水戸市酒門町1358-1	241-2711	千波支店
上中妻センターATM	311-4143	水戸市大塚町1261-3	254-7935	赤塚支店
渡里地区農産物直売所ATM	310-0902	水戸市渡里町2929	254-7935	赤塚支店

●営農資材センター

事 業 所 名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
東部営農資材センター	311-1115	水戸市大串町1203	269-2430	269-2185
大洗出張所	311-1313	東茨城郡大洗町成田町208	266-2663	266-2249
西部営農資材センター（上中妻センター）	311-4143	水戸市大塚町1261-3	251-8621	251-8564
予冷センター	311-4155	水戸市飯島町1309-4	252-2525	255-5116
那珂川購買センター	311-4206	水戸市飯富町4436-1	229-7391	229-7312
ＪＡ水戸農家の店しんしん内原店	319-0317	水戸市内原1-210	257-0501	257-0502
南部営農資材センター	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-1	293-6166	293-6119
長岡出張所	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-1313	292-0064
北部営農資材センター	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	289-2712	289-4307

●農機センター

事 業 所 名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
水戸農機センター	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9359	252-2076
常澄農機センター	311-1115	水戸市大串町1203	269-3727	240-5009
茨城町農機センター	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-6054	292-6184
常北農機センター	311-4303	東茨城郡城里町石塚580-1	288-7062	303-6632

●ハウジングセンター

事 業 所 名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
ハウジングセンター	310-0805	水戸市中央1-6-32	350-1800	350-1801

●祭典センター

事 業 所 名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
祭典センター（本社）	319-0206	笠間市安居字下平2700-1	0299-45-8001	0299-37-6462
祭典センター（赤塚）	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9357	252-2536
東水戸ホール	310-0836	水戸市元吉田町1521-5	247-5942	304-1110
おくのやホール	311-3156	東茨城郡茨城町奥谷1883	219-0983	219-0133
中央水戸ホール	310-0851	水戸市千波町2770-43	297-7722	297-7725
城里ホール	311-4303	東茨城郡城里町石塚1694	291-4194	291-4193

●農産物直売所

事 業 所 名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
ふれあいハウスＪＡ	311-1132	水戸市東前町690	269-5267	269-5267
グリーンハウスひぬま	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-26	293-6606	293-6606
上中妻地区農産物直売所「つちっこ河和田」	311-4153	水戸市河和田町3008	254-5025	254-5025
渡里地区農産物直売所「渡里のマルシェ『わたまる』」	310-0902	水戸市渡里町2929	231-2544	231-2544
酒門地区農産物直売所「フレッシュさかど」	310-0841	水戸市酒門町1358-1	247-0055	247-0055
大洗地区農産物直売所 （大洗海･山直売センター「いきいき」内）	311-1301	東茨城郡大洗町磯浜町8253-18	266-0831	266-0831
茨城地区農産物直売所「さくら」	311-3114	東茨城郡茨城町大戸3425-8	219-0330	219-0335
内原地区農産物直売所「内原のめぐみ」	319-0317	水戸市内原1-210	259-3666	259-3666

●農業関連施設・加工所

事 業 所 名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
上中妻ライスセンター	311-4155	水戸市飯島町1309	254-8611	254-8611
那珂川流域ライスセンター	310-0902	水戸市渡里町3827-1	228-0005	228-0005
常北ライスセンター	311-4311	東茨城郡城里町増井1501-2	288-4599	288-4599
常澄ライスセンター	311-1114	水戸市塩崎町1200-2	297-2237	297-2237
内原ライスセンター	319-0323	水戸市鯉淵町3486-2	259-3378	259-3378
内原育苗センター	319-0323	水戸市鯉淵町5113-82	259-6588	259-6588
城之内集出荷場	311-3138	東茨城郡茨城町城之内673	293-9770	293-9775
かつら農産加工所	311-4344	東茨城郡城里町阿波山653-1	289-4547	289-4547
かつら種子センター	311-4344	東茨城郡城里町阿波山653	289-4705	289-4705

●㈲ジェイエイ水戸グループサービス

事 業 所 名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
本社	311-4303	東茨城郡城里町石塚1146-1	291-5137	291-5138
Ａコープ常北	311-4303	東茨城郡城里町石塚1157	288-3334	288-3335
Ａコープかつら	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	289-2880	289-4416

●ＪＡ水戸アグリサポート㈱

事 業 所 名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
本社	310-0902	水戸市渡里町3832	246-6222	246-6303

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。（令和８年５月１日現在）

会計監査人の名称

みのり監査法人（令和８年５月１日現在）　所在地：東京都港区芝5-29-11　G-BASE田町14階

役員等の報酬体系

役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、令和７年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：百万円）

	支給総額（注２）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注１）に対する報酬等	53	－

対象役員（注１）に対する報酬等

（注１）対象役員は、理事28名、監事５名です。（期中に退任した者を含む。）

（注２）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員及び当ＪＡの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和７年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

（注１）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注２）「主要な連結子法人等」とは、当ＪＡの連結子法人等のうち、当ＪＡの連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社等をいいます。
（注３）「同等額」は、令和７年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
（注４）令和７年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

経営資料編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

（単位：千円）

資産の部	令和６年度（令和７年１月31日現在）	令和７年度（令和８年１月31日現在）
１．信用事業資産	141,114,684	138,779,903
(1) 現金	570,974	618,511
(2) 預金	99,176,143	96,552,537
系統預金	99,162,482	96,515,080
系統外預金	13,660	37,456
(3) 有価証券	2,605,750	2,895,188
国債	2,605,750	2,895,188
(4) 貸出金	38,297,324	38,074,286
(5) その他の信用事業資産	566,885	703,380
未収収益	540,514	663,742
その他の資産	26,370	39,638
(6) 貸倒引当金	▲102,394	▲64,000
２．共済事業資産	930	1,452
(1) その他の共済事業資産	930	1,452
３．経済事業資産	1,276,626	1,947,082
(1) 経済事業未収金	662,859	680,767
(2) 経済受託債権	11,598	12,142
(3) 棚卸資産	529,256	1,167,033
購買品	269,676	319,902
販売品（米）	211,772	800,189
宅地等	30,950	30,950
その他棚卸資産	16,857	15,991
(4) その他の経済事業資産	108,035	104,108
(5) 貸倒引当金	▲35,123	▲16,969
４．雑資産	310,630	318,528
(1) 雑資産	310,630	318,528
５．固定資産	5,071,062	5,039,830
(1) 有形固定資産	5,065,401	5,034,689
建物	4,454,315	4,480,075
機械装置	1,234,124	1,260,217
土地	3,650,227	3,648,742
リース資産	－	4,686
その他の有形固定資産	736,513	757,761
減価償却累計額	▲5,009,779	▲5,116,793
(2) 無形固定資産	5,660	5,140
その他の無形固定資産	5,660	5,140
６．外部出資	3,534,000	3,534,000
(1) 外部出資	3,534,000	3,534,000
系統出資	3,319,410	3,319,410
系統外出資	196,090	196,090
子会社等出資	18,500	18,500
７．繰延税金資産	181,199	177,237
資産の部合計	151,489,133	149,798,035

（単位：千円）

負債の部	令和６年度（令和７年１月31日現在）	令和７年度（令和８年１月31日現在）
１．信用事業負債	140,523,095	138,211,020
(1) 貯金	140,318,801	137,900,943
(2) 借入金	5,109	2,259
(3) その他の信用事業負債	199,185	307,817
未払費用	37,720	121,242
その他の負債	161,465	186,574
２．共済事業負債	487,802	472,761
(1) 共済資金	240,146	222,542
(2) 未経過共済付加収入	247,656	250,143
(3) その他の共済事業負債	－	74
３．経済事業負債	750,537	1,258,453
(1) 経済事業未払金	463,008	425,514
(2) 経済受託債務	156,580	686,236
(3) その他の経済事業負債	130,947	146,702
４．雑負債	451,632	595,497
(1) 未払法人税等	76,384	86,825
(2) リース債務	－	4,467
(3) 資産除去債務	23,770	23,770
(4) その他の負債	351,477	480,433
５．諸引当金	345,823	321,264
(1) 賞与引当金	33,270	32,586
(2) 退職給付引当金	128,835	124,830
(3) 役員退職慰労引当金	17,431	21,872
(4) 特例業務負担金引当金	166,285	141,975
６．再評価にかかる繰延税金負債	723,230	743,849
負債の部合計	143,282,121	141,602,845
純資産の部		
１．組合員資本	6,450,894	6,533,100
(1) 出資金	3,199,909	3,088,266
(2) 利益剰余金	3,309,256	3,554,189
利益準備金	1,416,654	1,466,654
その他利益剰余金	1,892,601	2,087,534
税効果調整積立金	137,669	119,698
経営基盤安定化積立金	600,000	600,000
事業再構築積立金	847,000	882,000
営農経済事業積立金	50,000	100,000
当期未処分剰余金	257,932	385,836
（うち当期剰余金）	(171,707)	(275,250)
(3) 処分未済持分	▲58,271	▲109,355
２．評価・換算差額金	1,756,117	1,662,089
(1) その他有価証券評価差額金	▲84,049	▲155,974
(2) 土地再評価差額金	1,840,167	1,818,063
純資産の部合計	8,207,012	8,195,190
負債及び純資産の部合計	151,489,133	149,798,035

損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和６年度(令和６年２月１日から令和７年１月31日)			令和７年度(令和７年２月１日から令和８年１月31日)		
１．事業総利益			2,395,375			2,572,349
事業収益		6,559,035			7,125,185	
事業費用		4,163,660			4,552,836	
(1) 信用事業収益		1,060,688			1,283,294	
資金運用収益	975,375			1,200,838		
（うち預金利息）	(506,936)			(654,172)		
（うち有価証券利息）	(21,871)			(31,456)		
（うち貸出金利息）	(352,033)			(428,794)		
（うちその他受入利息）	(94,533)			(86,415)		
役務取引等収益	38,206			38,594		
その他経常収益	47,105			43,861		
(2) 信用事業費用		234,948			292,588	
資金調達費用	62,183			211,510		
（うち貯金利息）	(60,877)			(209,785)		
（うち給付補填備金繰入）	(541)			(544)		
（うちその他支払利息）	(764)			(1,179)		
役務取引等費用	12,268			12,404		
その他経常費用	160,497			68,673		
（うち貸倒引当金繰入額）	(58,318)			(－)		
（うち貸倒引当金戻入額）	(－)			(▲38,393)		
信用事業総利益			825,739			990,706
(3) 共済事業収益		681,584			679,833	
共済付加収入	622,779			612,548		
その他の収益	58,805			67,285		
(4) 共済事業費用		39,685			39,837	
共済推進費	17,148			16,282		
共済保全費	7,010			7,773		
その他の費用	15,526			15,781		
共済事業総利益			641,899			639,996
(5) 購買事業収益		3,504,719			3,772,302	
購買品供給高	3,352,249			3,624,098		
購買手数料	35,603			23,356		
修理サービス料	84,225			101,556		
その他の収益	32,639			23,290		
(6) 購買事業費用		2,995,130			3,179,172	
購買品供給原価	2,919,487			3,128,652		
購買品供給費	32,897			21,098		
修理サービス費	32,539			31,595		
その他の費用	10,207			▲2,174		
（うち貸倒引当金戻入額）	(▲3,762)			(▲17,172)		
購買事業総利益			509,588			593,129
(7) 販売事業収益		684,798			762,270	
販売品販売高	413,938			494,877		
販売手数料	244,467			231,435		
その他の収益	26,392			35,957		
(8) 販売事業費用		482,518			622,071	
販売品販売原価	301,433			415,822		
販売費	145,919			158,513		
その他の費用	35,165			47,735		
販売事業総利益			202,279			140,199
(9) 保管事業収益		21,470			20,245	
(10) 保管事業費用		8,633			8,965	
保管事業総利益			12,837			11,280

（単位：千円）

科　　目	令和6年度(令和6年2月1日から令和7年1月31日)			令和7年度(令和7年2月1日から令和8年1月31日)		
⑾ 加工事業収益		32,184			33,272	
⑿ 加工事業費用		21,272			22,094	
加工事業総利益			10,911			11,177
⒀ 利用事業収益		189,989			186,677	
⒁ 利用事業費用		88,892			91,482	
利用事業総利益			101,096			95,194
⒂ 宅地等供給事業収益		28,080			30,498	
⒃ 宅地等供給事業費用		5,005			5,662	
宅地等供給事業総利益			23,075			24,835
⒄ その他事業収入		355,041			364,958	
⒅ その他事業支出		280,678			286,265	
その他事業総利益			74,363			78,692
⒆ 指導事業収入		29,197			21,518	
⒇ 指導事業支出		35,614			34,382	
指導事業収支差額			▲6,417			▲12,864
2．事業管理費			2,228,365			2,268,959
(1) 人件費		1,621,809			1,677,182	
(2) 業務費		194,553			199,218	
(3) 諸税負担金		52,816			53,639	
(4) 施設費		356,930			336,366	
(5) その他事業管理費		2,255			2,552	
事業利益			167,009			303,389
3．事業外収益			177,851			172,807
(1) 受取雑利息		2,804			2,914	
(2) 受取出資配当金		66,104			66,102	
(3) 賃貸料		34,781			33,139	
(4) 売電収益		66,377			65,181	
(5) 償却債権取立益		－			208	
(6) 雑収入		7,783			5,261	
4．事業外費用			72,258			63,393
(1) 寄付金		641			886	
(2) 賃貸関連費用		18,216			17,149	
(3) 売電費用		33,374			30,725	
(4) 雑損失		20,025			14,632	
経常利益			272,602			412,803
5．特別利益			2,814			－
(1) 一般補助金		2,814			－	
6．特別損失			33,675			2,402
(1) 固定資産処分損		1,308			875	
(2) 固定資産圧縮損		2,814			－	
(3) 減損損失		29,553			1,527	
税引前当期利益			241,741			410,400
法人税、住民税及び事業税		89,882			101,914	
法人税等調整額		▲19,848			33,235	
法人税等合計額			70,033			135,149
当期剰余金			171,707			275,250
前期繰越剰余金			75,969			75,776
遡及処理後当期首繰越剰余金			75,969			75,776
税効果調整積立金取崩額			－			33,732
土地再評価差額金取崩額			10,255			1,076
当期未処分剰余金			257,932			385,836

㈱「事業収益」、「事業費用」は各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去して表示しています。

注記表

令和６年度

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　：償却原価法（定額法）

子会社株式　　：移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの　　：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

⑵ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理）　：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米）　：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

宅地等　　：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑶ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

⑷ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

⑸　収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①　購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②　販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③　保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④　加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤　利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥　宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦　直売所（販売事業・その他事業）

当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧　指導事業

組合員の営農にかかる各種相談･研修･経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑹　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

⑺　計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

⑻　その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

②　米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

２．会計上の見積りに関する注記

Ⅰ　繰延税金資産の回収可能性

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額　　繰延税金資産　185,312千円（繰延税金負債との相殺前）

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和７年１月に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅱ　固定資産の減損

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額　　減損損失　29,553千円

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和７年１月に作成した事業計画を基礎として算出しており、事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ　貸倒引当金

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額　　貸倒引当金　137,517千円

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「⑷　引当金の計上基準」の「①　貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

３．貸借対照表に関する注記

⑴　資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は846,750千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建　物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	387,679千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

⑵　担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

⑶　子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	2,347千円
子会社等に対する金銭債務の総額	239,494千円

⑷　役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額	32,657千円

⑸　債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ⑵（ⅰ)から(ⅳ)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は52,490千円、危険債権額は280,082千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は332,573千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

⑹　土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日　・・・　平成13年１月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

・・・　1,670,594千円

○同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

４．損益計算書に関する注記

⑴　子会社等との取引高の総額

①　子会社等との取引による収益総額		49,188千円
	うち事業取引高	32,557千円
	うち事業取引以外の取引高	16,631千円
②　子会社等との取引による費用総額		154,799千円
	うち事業取引高	154,799千円

⑵　減損損失に関する注記

①　資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類	その他
旧西郷支店跡地	太陽光売電用資産	土地	業務外固定資産
旧上中妻支店	遊休資産	建物等	業務外固定資産
旧渡里支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産
旧常澄ＳＳ跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、旧西郷支店跡地については太陽光売電用資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄ＳＳ跡地については将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場　所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
旧西郷支店跡地	5,599千円	5,599千円	－
旧上中妻支店	555千円	－	555千円
旧渡里支店	23,353千円	8,500千円	14,852千円
旧常澄ＳＳ跡地	46千円	46千円	－
合　計	29,553千円	14,145千円	15,407千円

④ 回収可能価額の算定方法

○旧西郷支店跡地の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.96％です。

○旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄ＳＳ跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定しています。

５．金融商品に関する注記

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取

引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債権、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26％上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,163千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

(1)　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預　金	99,176,143	98,979,048	▲197,094
有価証券			
満期保有目的の債券	1,931,700	1,829,080	▲102,620
その他有価証券	674,050	674,050	－
貸出金	38,297,324		
貸倒引当金（＊1）	▲102,394		
貸倒引当金控除後	38,194,930	37,918,205	▲276,724
資産計	139,976,824	139,400,383	▲576,440
貯　金	140,318,801	139,910,202	▲408,599
負債計	140,318,801	139,910,202	▲408,599

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時

価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

⑶ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは⑴の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	3,534,000
合　計	3,534,000

⑷ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預　金	99,176,143	－	－	－	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	2,000,000
その他の証券のうち満期があるもの	－	－	－	－	－	800,000
貸出金（＊１、２）	2,392,635	2,037,854	1,923,304	1,814,559	1,749,214	28,232,335
合　計	101,568,778	2,037,854	1,923,304	1,814,559	1,749,214	31,032,335

（＊１）貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）224,572千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「５年超」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、三月以上延滞債権･期限の利益を喪失した債権等147,651千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑸ 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯　金（＊１）	123,105,158	5,348,975	6,407,611	2,721,993	2,735,061	－
合　計	123,105,158	5,348,975	6,407,611	2,721,993	2,735,061	－

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

６．有価証券に関する注記

⑴ 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類		貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	1,931,700	1,829,080	▲102,620
合　計		1,931,700	1,829,080	▲102,620

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　債	674,050	789,980	▲115,930
合　計		674,050	789,980	▲115,930

⑵　当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
⑶　当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
⑷　当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

７．退職給付に関する注記

⑴　退職給付に係る注記

①　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	135,510千円
退職給付費用	5,079千円
退職給付の支払額	▲11,138千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲54,991千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,624千円
期末における退職給付引当金	128,835千円

③　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,308,793千円
特定退職金共済制度	▲782,523千円
確定給付型年金制度	▲397,434千円
未積立退職給付債務	128,835千円
退職給付引当金	128,835千円

④　退職給付に関連する損益

勤務費用	75,079千円
退職給付費用	75,079千円

⑵　特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,760千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和６年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、178,380千円となっています。

８．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,887千円
未収利息	4,839千円
生産部会助成金	44,182千円
年度末賞与	13,000千円
年度末賞与対応未払社会保険料	2,039千円
賞与引当金	9,149千円
賞与対応未払社会保険料	1,498千円
役員退職慰労引当金	4,793千円
特例業務負担金引当金	45,728千円
減価償却（減損損失分）	21,530千円
資産除去債務	6,536千円
未払事業税	5,388千円
退職給付引当金	35,429千円
土地（減損損失分）	14,772千円
繰越宅地	8,240千円

その他有価証券評価差損	31,880千円
その他	1,486千円
繰延税金資産小計	256,385千円
評価性引当額	▲71,073千円
繰延税金資産合計（A）	185,312千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲216千円
固定資産過大計上額	▲3,896千円
繰延税金負債合計（B）	▲4,112千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	181,199千円

⑵ 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.8
住民税均等割額	2.2
機械等の特別控除	▲0.9
中小法人等に対する軽減税率	▲0.1
評価性引当額の増減	▲0.7
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%

９．収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑸ 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

⑴「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は９年～22年、割引率は０％～2.0％を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,770千円
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

⑵ 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は599,158千円です。

令和７年度

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　：償却原価法（定額法）

子会社株式　　：移動平均法による原価法

その他有価証券

①　時価のあるもの　　：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②　市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

⑵　棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理）　：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米）　：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

宅地等　　：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑶　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

③　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑷　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

②　賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③　退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤　特例業務負担金引当金

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

⑸　収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通

常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所（販売事業・その他事業）

当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談･研修･経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑹ 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

⑺ 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

⑻ その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金

を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

２．会計上の見積りに関する注記

Ⅰ　繰延税金資産の回収可能性

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額　　繰延税金資産　181,261千円（繰延税金負債との相殺前）

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和８年１月に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅱ　固定資産の減損

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額　　減損損失　1,527千円

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和８年１月に作成した事業計画を基礎として算出しており、事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ　貸倒引当金

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額　　貸倒引当金　80,970千円

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「⑷　引当金の計上基準」の「①　貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

３．貸借対照表に関する注記

⑴　資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は837,268千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建　物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	378,197千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

⑵　担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

⑶ 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	2,500千円
子会社等に対する金銭債務の総額	239,452千円

⑷ 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額	26,372千円

⑸ 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ⑵（ⅰ)から(ⅳ)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は119,092千円、危険債権額は367,620千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は486,712千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

⑹ 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日　・・・　平成13年１月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

・・・　2,046,453千円

○同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

４．損益計算書に関する注記

⑴ 子会社等との取引高の総額

①	子会社等との取引による収益総額	45,691千円
	うち事業取引高	30,601千円
	うち事業取引以外の取引高	15,090千円
②	子会社等との取引による費用総額	152,939千円
	うち事業取引高	152,939千円

⑵ 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類	その他
旧常澄ライスセンター	賃貸資産	土地	業務外固定資産
旧常澄ＳＳ跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧食材センター	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、旧常澄ライスセンターについては賃貸資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧常澄ＳＳ跡地、旧食材センターについては将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場　所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
旧常澄ライスセンター	325千円	325千円	－
旧常澄ＳＳ跡地	16千円	16千円	－
旧食材センター	1,186千円	1,143千円	42千円
合　計	1,527千円	1,484千円	42千円

④ 回収可能価額の算定方法

○上記の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定しています。

５．金融商品に関する注記

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債権、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.36％上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,003千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

⑴　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預　金	96,552,537	96,320,587	▲231,949
有価証券			
満期保有目的の債券	2,322,158	2,004,480	▲317,678
その他有価証券	573,030	573,030	－
貸出金	38,074,286		
貸倒引当金（＊１）	▲64,000		
貸倒引当金控除後	38,010,286	36,980,044	▲1,030,241
資産計	137,458,011	135,878,141	▲1,579,869
貯　金	137,900,943	137,376,032	▲524,910
負債計	137,900,943	137,376,032	▲524,910

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

⑵　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	3,534,000
合　　計	3,534,000

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預　金	96,552,537	－	－	－	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	2,400,000
その他の証券のうち満期があるもの	－	－	－	－	－	800,000
貸出金（＊１、２）	2,344,028	2,017,126	1,902,291	1,834,562	1,789,182	28,054,817
合　計	98,896,565	2,017,126	1,902,291	1,834,562	1,789,182	31,254,817

（＊１）貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）208,644千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「５年超」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、三月以上延滞債権･期限の利益を喪失した債権等132,277千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯　金（＊１）	123,329,770	5,958,191	5,143,571	2,295,466	1,173,943	－
合　計	123,329,770	5,958,191	5,143,571	2,295,466	1,173,943	－

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

６．有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類		貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	2,322,158	2,004,480	▲317,678
合　計		2,322,158	2,004,480	▲317,678

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　債	573,030	790,567	▲217,537
合　計		573,030	790,567	▲217,537

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

⑷　当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

７．退職給付に関する注記

⑴　退職給付に係る注記

①　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	128,835千円
退職給付費用	78,032千円
退職給付の支払額	▲12,953千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲53,139千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,944千円
期末における退職給付引当金	124,830千円

③　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,268,775千円
特定退職金共済制度	▲762,518千円
確定給付型年金制度	▲381,425千円
未積立退職給付債務	124,830千円
退職給付引当金	124,830千円

④　退職給付に関連する損益

勤務費用	78,032千円
退職給付費用	78,032千円

⑵　特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,921千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和７年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、162,702千円となっています。

８．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未収利息	5,403千円
生産部会助成金	47,128千円
年度末賞与	22,435千円
年度末賞与対応未払社会保険料	3,550千円
賞与引当金	8,961千円
賞与対応未払社会保険料	1,463千円
役員退職慰労引当金	6,189千円
特例業務負担金引当金	39,994千円
減価償却（減損損失分）	20,791千円
資産除去債務	6,727千円
未払事業税	7,058千円
退職給付引当金	35,271千円
土地（減損損失分）	15,202千円
繰越宅地	8,480千円
その他有価証券評価差損	61,563千円
その他	823千円
繰延税金資産小計	291,044千円

評価性引当額	▲109,782千円
繰延税金資産合計（A）	181,261千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲222千円
固定資産過大計上額	▲3,800千円
繰延税金負債合計（B）	▲4,023千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	177,237千円

⑵ 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.2
住民税均等割額	1.3
機械等の特別控除	▲0.3
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	▲0.4
給与等の特別控除	▲3.6
評価性引当額の増減	8.7
その他	▲0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%

⑶ 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が令和７年３月31日に国会で成立したことに伴い、令和８年４月１日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和９年２月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.5%から28.3%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,517千円増加し、その他有価証券評価差額金は1,740千円増加し、法人税等調整額は1,777千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は21,027千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

９．収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑸ 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

⑴「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は９年～22年、割引率は０％～2.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,770千円
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

⑵ 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は621,505千円です。

剰余金処分計算書

（単位：円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
当期未処分剰余金	257,932,175	385,836,478
合　　計	257,932,175	385,836,478
任意積立金取崩額	15,000,000	882,000,000
事業再構築積立金取崩額	15,000,000	882,000,000
剰余金処分額	197,155,576	1,196,062,150
利益準備金	50,000,000	60,000,000
任意積立金	115,761,565	1,100,000,000
うち目的積立金	115,761,565	1,100,000,000
（税効果調整積立金）	(15,761,565)	(－)
（事業再構築積立金）	(50,000,000)	(－)
（資産評価対策積立金）	(－)	(1,000,000,000)
（営農経済事業積立金）	(50,000,000)	(100,000,000)
出資配当金	31,394,011	36,062,150
普通出資による配当金	31,394,011	36,062,150
次期繰越剰余金	75,776,599	71,774,328

㈱１．出資配当金については次のとおりです。

⑴　普通出資配当の割合

令和６年度　　1.0%

令和７年度　　1.2%

２．目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

（単位：千円）

種　　類	目的及び取り崩し基準	積立目標金額	令和６年度末残高	令和７年度末残高
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立てを行う。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。		137,669	119,698
経営基盤安定化積立金	健全な経営基盤強化及び自己資本の充実を図るために必要な資金を積立てるものとする。各事業において大幅な費用、損失が発生した場合、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩すものとする。	600,000	600,000	600,000
事業再構築積立金	事業再構築のために必要な固定資産の取得・処分・修繕及び減損処理の財源として積立を行う。取り崩しは、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩すものとする。	－	847,000	882,000
資産評価対策積立金	有価証券、固定資産、外部出資の減損リスク等及び固定資産の取得・処分・修繕に備え積立を行う。取り崩しは、その費用・損失の範囲内で理事会の決議により必要と認められた額を取り崩すものとする。	1,500,000	－	－
営農経済事業積立金	営農経済･買取販売から生じたリスクに対し、経営の健全性、安定的な財政基盤のために積立を行う。取り崩しは理事会の決議により必要と認められた額を取り崩すものとする。	500,000	50,000	100,000

３．次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

令和６年度　　9,000,000円

令和７年度　　14,000,000円

４．「事業再構築積立金」については、全額取り崩しのうえ廃止し、新たに「資産評価対策積立金」として積み立てを行います。

部門別損益計算書

■令和６年度

（単位：千円）

区　分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	6,587,755	1,060,688	681,584	4,296,899	519,755	28,827	
事業費用	②	4,192,380	234,958	39,685	3,520,150	375,696	21,889	
事業総利益	③＝①－②	2,395,375	825,729	641,899	776,749	144,059	6,937	
事業管理費	④	2,228,365	563,763	565,231	873,110	137,595	88,665	
（うち減価償却費）	⑤	(89,427)	(24,968)	(23,054)	(33,320)	(5,472)	(2,611)	
（うち人件費）	⑤’	(1,621,809)	(408,989)	(411,160)	(636,418)	(100,202)	(65,038)	
うち共通管理費	⑥		107,482	99,243	143,437	23,559	11,240	▲384,964
（うち減価償却費）	⑦		(24,968)	(23,054)	(33,320)	(5,472)	(2,611)	(▲89,427)
（うち人件費）	⑦’		(62,546)	(57,752)	(83,469)	(13,709)	(6,541)	(▲224,018)
事業利益	⑧＝③－④	167,009	261,966	76,667	▲96,360	6,464	▲81,727	
事業外収益	⑨	177,851	44,178	44,590	70,818	11,112	7,152	
うち共通分	⑩		6,795	6,275	9,069	1,489	710	▲24,340
事業外費用	⑪	72,258	20,156	18,625	26,936	4,422	2,117	
うち共通分	⑫		20,020	18,485	26,717	4,388	2,093	▲71,705
経常利益	⑬＝⑧＋⑨－⑪	272,602	285,988	102,632	▲52,479	13,154	▲76,692	
特別利益	⑭	2,814	706	712	1,106	173	114	
うち共通分	⑮		108	100	145	23	11	▲389
特別損失	⑯	33,675	9,285	8,663	12,632	2,063	1,030	
うち共通分	⑰		8,410	7,765	11,223	1,843	879	▲30,123
税引前当期利益	⑱＝⑬＋⑭－⑯	241,741	277,408	94,681	▲64,005	11,264	▲77,608	
営農指導事業分配賦額	⑲		22,258	20,605	29,848	4,897	▲77,608	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益	⑳＝⑱－⑲	241,741	255,150	74,076	▲93,853	6,367		

㈱ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

■令和７年度

（単位：千円）

区　分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	7,154,872	1,283,294	679,833	4,654,453	515,774	21,516	
事業費用	②	4,582,523	292,588	39,837	3,860,337	367,218	22,540	
事業総利益	③＝①－②	2,572,349	990,706	639,996	794,115	148,555	▲1,024	
事業管理費	④	2,268,959	592,549	580,719	857,023	140,348	98,318	
（うち減価償却費）	⑤	(91,810)	(27,286)	(23,310)	(32,840)	(5,563)	(2,809)	
（うち人件費）	⑤’	(1,677,182)	(436,037)	(429,367)	(634,593)	(103,835)	(73,348)	
うち共通管理費	⑥		106,103	90,645	127,703	21,634	10,924	▲357,011
（うち減価償却費）	⑦		(27,286)	(23,310)	(32,840)	(5,563)	(2,809)	(▲91,810)
（うち人件費）	⑦’		(60,734)	(51,885)	(73,097)	(12,383)	(6,253)	(▲204,355)
事業利益	⑧＝③－④	303,389	398,156	59,276	▲62,908	8,207	▲99,342	
事業外収益	⑨	172,807	44,181	43,776	66,477	10,795	7,576	
うち共通分	⑩		6,182	5,281	7,441	1,260	636	▲20,802
事業外費用	⑪	63,393	18,806	16,097	22,694	3,842	1,951	
うち共通分	⑫		18,609	15,897	22,397	3,794	1,916	▲62,615
経常利益	⑬＝⑧＋⑨－⑪	412,803	423,531	86,955	▲19,125	15,160	▲93,717	
特別利益	⑭	－	－	－	－	－	－	
うち共通分	⑮		－	－	－	－	－	－
特別損失	⑯	2,402	680	611	878	146	85	
うち共通分	⑰		485	414	584	98	49	▲1,633
税引前当期利益	⑱＝⑬＋⑭－⑯	410,400	422,851	86,343	▲20,003	15,013	▲93,803	
営農指導事業分配賦額	⑲		28,638	24,585	34,716	5,862	▲93,803	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益	⑳＝⑱－⑲	410,400	394,213	61,757	▲54,720	9,150		

㈱ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

会計監査人の監査

令和６年度及び令和７年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

１．最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、口、人、％）

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
経常収益	7,602	6,297	6,429	6,587	7,154
信用事業収益	1,029	1,042	1,056	1,060	1,283
共済事業収益	757	726	694	681	679
農業関連事業収益	4,610	3,995	4,217	4,296	4,654
その他事業収益	1,205	532	461	548	537
経常利益	380	347	390	272	412
当期剰余金	272	104	228	171	275
出資金	3,301	3,312	3,267	3,199	3,088
（出資口数）	(3,301,929口)	(3,312,512口)	(3,267,417口)	(3,199,909口)	(3,088,266口)
純資産額	8,026	8,017	8,153	8,207	8,195
総資産額	159,800	158,094	151,746	151,489	149,798
貯金等残高	147,163	145,633	139,606	140,318	137,900
貸出金残高	38,047	39,110	38,271	38,297	38,074
有価証券残高	200	1,093	1,692	2,605	2,895
剰余金配当金額	32	32	31	31	36
出資配当金	32	32	31	31	36
事業利用分量配当金	－	－	－	－	－
職員数	404人	381人	378人	373人	375人
単体自己資本比率	12.01％	12.44％	14.14％	15.19％	16.98％

㈱１．経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
２．当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
３．信託業務の取り扱いは行っていません。
４．「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。

２．利益総括表

（単位：百万円、％）

項　　目	令和６年度	令和７年度	増　　減
資金運用収支	913	989	76
役務取引等収支	25	26	1
その他信用事業収支	▲113	▲24	89
信用事業粗利益	939	1,015	76
（信用事業粗利益率）	(0.67％)	(0.74％)	(0.07％)
事業粗利益	2,517	2,598	81
（事業粗利益率）	(1.67％)	(1.76％)	(0.09％)
事業純益	263	329	66
実質事業純益	289	329	40
コア事業純益	289	329	40
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く。）	289	329	40

３．資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

項　　目	令和６年度			令和７年度		
	平均残高	利　息	利回り	平均残高	利　息	利回り
資金運用勘定	138,951	975	0.70%	136,013	1,200	0.88%
うち預金	98,229	601	0.61%	94,580	740	0.78%
うち有価証券	2,187	21	1.00%	2,924	31	1.08%
うち貸出金	38,534	352	0.91%	38,508	428	1.11%
資金調達勘定	139,296	62	0.04%	136,434	211	0.16%
うち貯金・定期積金	138,743	61	0.04%	136,430	210	0.15%
うち譲渡性貯金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	553	－	－	3	－	－
経費率			0.40%			0.43%
総資金利ざや			0.26%			0.29%

㈱１．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
　２．資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

４．受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項　　目	令和６年度増減額	令和７年度増減額
受取利息	16	225
うち預金	14	139
うち有価証券	10	9
うち貸出金	▲9	76
支払利息	42	148
うち貯金・定期積金	42	148
うち譲渡性貯金	－	－
うち借入金	－	－
差　　引	▲25	76

㈱１．増減額は前年度対比です。
　２．受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

１．利益率

（単位：％）

項　　目	令和６年度	令和７年度	増　減
総資産経常利益率	0.18%	0.27%	0.09%
資本経常利益率	3.33%	5.00%	1.67%
総資産当期純利益率	0.11%	0.18%	0.07%
資本当期純利益率	2.10%	3.33%	1.23%

㈱１．総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
　２．資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
　３．総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
　４．資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

２．貯貸率・貯証率

（単位：％）

区　　分		令和６年度	令和７年度	増　減
貯貸率	期　　末	27.29%	27.60%	0.31%
	期中平均	27.77%	28.22%	0.45%
貯証率	期　　末	1.85%	2.09%	0.24%
	期中平均	1.57%	2.14%	0.57%

㈱１．貯貸率（期　　末）＝貸出金残高／貯金残高×100
　２．貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
　３．貯証率（期　　末）＝有価証券残高／貯金残高×100
　４．貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

３．職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

（単位：百万円）

項　　目		令和６年度	令和７年度
信用事業	一職員当たり貯金残高	3,673	3,339
	一店舗当たり貯金残高	20,045	19,700
	一職員当たり貸出金残高	1,815	2,025
	一店舗当たり貸出金残高	5,471	5,439
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	5,493	5,094
	一店舗当たり長期共済保有高	46,537	45,124
経済事業	一職員当たり購買品供給高	57	63
	一職員当たり販売品販売高	95	91

㈱各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本・支店（所）、事業所等の数で計算しております。

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

区　分	令和６年度					令和７年度				
	期　首 残　高	期　中 増加額	期中減少額		期　末 残　高	期　首 残　高	期　中 増加額	期中減少額		期　末 残　高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12	38	－	12	38	38	11	－	38	11
個別貸倒引当金	70	98	－	70	98	98	68	－	98	68
合　計	82	136	－	82	136	136	79	－	136	79

貸出金償却の額

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
貸出金償却額	－	－

㈱貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用事業（貯金に関する指標）

科目別貯金平均残高

（単位：百万円、％）

種　　類	令和６年度		令和７年度		平均残高増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	65,109	46.9%	65,630	48.1%	521
定期性貯金	73,634	53.1%	70,800	51.9%	▲2,834
その他の貯金	－	－	－	－	－
小　　計	138,743	100.0%	136,430	100.0%	▲2,313
譲渡性貯金	－	－	－	－	－
合　　計	138,743	100.0%	136,430	100.0%	▲2,313

㈱１．流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
　２．定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

（単位：百万円、％）

種　　類	令和６年度		令和７年度		残高増減
	残　　高	構成比	残　　高	構成比	
定期貯金	73,608	100.0%	70,091	100.0%	▲3,517
うち固定金利定期	73,598	100.0%	70,081	100.0%	▲3,517
うち変動金利定期	10	0.0%	10	0.0%	0

㈱１．固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
　２．変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業（貸出金等に関する指標）

科目別貸出金平均残高

（単位：百万円、％）

種　　類	令和６年度		令和７年度		平均残高増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	－	－	－	－	－
証書貸付金	38,299	99.4%	38,285	99.4%	▲14
当座貸越	234	0.6%	223	0.6%	▲11
割引手形	－	－	－	－	－
金融機関貸付	－	－	－	－	－
合　　計	38,534	100.0%	38,508	100.0%	▲26

貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円、％）

種　　類	令和６年度		令和７年度		残高増減
	残　　高	構成比	残　　高	構成比	
固定金利貸出	12,156	31.7%	12,297	32.3%	141
変動金利貸出	25,579	66.7%	25,211	66.2%	▲368
その他	561	1.4%	564	1.5%	3
合　　計	38,297	100.0%	38,074	100.0%	▲223

㈱「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種　　類	令和６年度	令和７年度	増　　減
貯金・定期積金等	136	125	▲11
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	10,882	10,953	71
工場	－	－	－
財団	－	－	－
船舶	－	－	－
その他担保	41	28	▲13
小　　計	11,060	11,106	46
農業信用基金協会保証	19,676	19,515	▲161
その他保証	－	－	－
小　　計	19,676	19,515	▲161
信用	7,559	7,452	▲107
合　　計	38,297	38,074	▲223

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はございません。

貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円、％）

種　　類	令和６年度		令和７年度		残高増減
	残　　高	構成比	残　　高	構成比	
設備資金	33,943	88.6%	33,771	88.7%	▲172
運転資金	4,350	11.4%	4,299	11.3%	▲51
合　　計	38,293	100.0%	38,070	100.0%	▲223

貸出金の業種別残高

（単位：百万円、％）

種　　類	令和６年度		令和７年度		残高増減
	残　　高	構成比	残　　高	構成比	
農業	2,150	5.6%	1,743	4.5%	▲407
林業	72	0.1%	69	0.1%	▲3
水産業	156	0.4%	152	0.3%	▲4
製造業	3,660	9.5%	3,609	9.4%	▲51
鉱業	138	0.3%	136	0.3%	▲1
建設業	3,979	10.3%	3,906	10.2%	▲72
不動産業	693	1.8%	688	1.8%	▲4
電気・ガス・熱供給・水道業	537	1.4%	556	1.4%	18
運輸・通信業	2,052	5.3%	1,990	5.2%	▲61
卸売・小売業・飲食店	1,845	4.8%	1,915	5.0%	70
サービス業	7,622	19.9%	7,210	18.9%	▲411
金融・保険業	456	1.1%	423	1.1%	▲32
地方公共団体	6,333	16.5%	6,694	17.5%	361
その他	8,598	22.4%	8,976	23.5%	378
合　　計	38,297	100.0%	38,074	100.0%	▲223

主要な農業関係の貸出金残高

1）営農類型別

（単位：百万円）

種　　類	令和６年度	令和７年度	増　　減
農業	1,430	1,444	14
穀作	423	381	▲42
野菜・園芸	252	231	▲21
果樹・樹園農業	1	0	▲1
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	46	70	24
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	706	760	54
農業関連団体等	－	－	－
合　　計	1,430	1,444	14

㈱1．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
　なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3．「農業関連団体等」には、ＪＡや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2）資金種類別

〔貸出金〕

（単位：百万円）

種　　類	令和６年度	令和７年度	増　　減
プロパー資金	1,090	1,116	26
農業制度資金	339	328	▲11
農業近代化資金	333	325	▲8
その他制度資金	5	2	▲3
合　　計	1,430	1,444	14

㈱1．「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2．「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3．「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はございません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

（単位：百万円）

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和６年度	52	14	20	17	52
	令和７年度	119	14	87	17	119
危険債権	令和６年度	280	226	4	49	280
	令和７年度	367	223	107	36	367
要管理債権	令和６年度	－	－	－	－	－
	令和７年度	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	令和６年度	－	－	－	－	－
	令和７年度	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	令和６年度	－	－	－	－	－
	令和７年度	－	－	－	－	－
小計	令和６年度	332	240	24	67	332
	令和７年度	486	237	195	53	486
正常債権	令和６年度	37,989				
	令和７年度	37,617				
合計	令和６年度	38,322				
	令和７年度	38,104				

㈱１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権
　破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
２．危険債権
　債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
３．要管理債権
　４．「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と５．「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
４．三月以上延滞債権
　元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
５．貸出条件緩和債権
　債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
６．正常債権
　債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

信用事業（内国為替取扱実績）

（単位：件、百万円）

種類		令和６年度		令和７年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	28,716	142,498	31,235	140,075
	金額	26,900	34,701	27,020	34,642
代金取立為替	件数	－	2	2	－
	金額	－	17	5	－
雑為替	件数	1,894	1,700	－	－
	金額	793	465	－	－
合計	件数	30,610	144,200	31,237	140,075
	金額	27,693	35,184	27,025	34,642

信用事業（有価証券に関する指標）

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種類	令和６年度	令和７年度	増減
国債	2,187	2,924	737
地方債	－	－	－
政府保証債	－	－	－
金融債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	－	－	－
株式	－	－	－
その他の有価証券	－	－	－
合計	2,187	2,924	737

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

	１年以下	１年超 ３年以下	３年超 ５年以下	５年超 ７年以下	７年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
令和６年度								
国債	－	－	－	－	－	2,800	－	2,800
地方債	－	－	－	－	－	－	－	－
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	－	－	－
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－
令和７年度								
国債	－	－	－	－	－	3,200	－	3,200
地方債	－	－	－	－	－	－	－	－
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	－	－	－
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－

信用事業（有価証券等の時価情報等）

有価証券の時価情報

［売買目的有価証券］

該当する取引はございません。

［満期保有目的の債券］

（単位：百万円）

	種　類	令和６年度			令和７年度		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小　　計	－	－	－	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,931	1,829	▲102	2,322	2,004	▲317
	地方債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小　　計	－	－	－	－	－	－
合　計		1,931	1,829	▲102	2,322	2,004	▲317

［その他有価証券］

（単位：百万円）

	種　類	令和６年度			令和７年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	－	－	－	－	－	－
	債券	－	－	－	－	－	－
	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小　計	－	－	－	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	－	－	－	－	－	－
	債券	674	789	▲115	573	790	▲217
	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小　計	674	789	▲115	573	790	▲217
合　計		674	789	▲115	573	790	▲217

金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

共済事業

長期共済保有高

（単位：件、百万円）

種類		令和６年度		令和７年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	12,782	77,136	12,549	73,475
	定期生命共済	334	3,438	357	3,638
	養老生命共済	4,174	28,151	3,669	24,334
	うちこども共済	2,317	11,826	2,203	10,774
	医療共済	8,372	624	8,224	539
	がん共済	2,068	179	2,248	157
	定期医療共済	317	1,266	295	1,182
	介護共済	1,080	2,126	1,143	2,327
	認知症共済	112		110	
	生活障害共済	239		253	
	特定重度疾病共済	897		938	
	年金共済	4,317	20	4,238	20
建物更生共済		17,321	212,822	16,901	210,197
合計		52,013	325,765	50,925	315,873

㈱「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

（単位：件、百万円）

種類	令和６年度		令和７年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	8,372	27	8,224	24
		625		689
がん共済	2,068	12	2,248	10
				59
定期医療共済	317	1	295	1
合計	10,757	41	10,767	35
		625		748

㈱「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：件、百万円）

種類	令和６年度		令和７年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,080	3,062	1,143	3,361
認知症共済	112	194	110	184
生活障害共済	191	811	200	856
生活障害共済（定期年金型）	48	59	53	62
特定重度疾病共済	897	1,175	938	1,227

㈱「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

（単位：件、百万円）

種類	令和６年度		令和７年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	3,661	2,063	3,536	1,958
年金開始後	656	337	702	370
合計	4,317	2,400	4,238	2,328

㈱金額は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

（単位：件、百万円）

種　　類	令和６年度			令和７年度		
	件　　数	金　　額	掛　　金	件　　数	金　　額	掛　　金
火災共済	2,938	31,001	41	2,999	32,462	46
自動車共済	17,579		753	17,630		772
傷害共済	18,009	60,801	5	17,867	58,656	5
団体定期生命共済	－	－	－	－	－	－
定額定期生命共済	3	12	0	2	8	0
賠償責任共済	352		1	370		2
自賠責共済	5,697		95	5,847		98
合　　計	44,578		897	44,715		924

㈱「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

購買事業

買取購買品取扱実績

（単位：百万円）

種　　類		令和６年度		令和７年度	
		供　給　高	粗収益（手数料）	供　給　高	粗収益（手数料）
生産資材	肥　　料	624	79	674	95
	飼　　料	495	7	478	7
	農　業　機　械	1,217	159	1,379	183
	農　　薬	567	76	597	86
	自　　動　　車	18	0	6	0
	燃　　料	9	2	9	2
	保　温　資　材	88	9	92	10
	包　装　資　材	286	35	289	38
	建　築　資　材	－	－	－	－
	種　苗・素　畜	352	34	380	42
	その他生産資材	0	0	0	0
	小　　計	3,661	406	3,908	465
生活物資	米	33	8	45	8
	生　鮮　食　品	62	11	53	1
	一　般　食　品	127	23	122	24
	耐 久 消 費 財	107	5	118	7
	衣　　料　　品	5	0	5	0
	日 用 保 健 雑 貨	125	11	116	10
	家　庭　燃　料	－	－	－	－
	その他生活物資	－	－	－	－
	小　　計	461	61	461	52
合　　計		4,122	468	4,369	518

㈱供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

販売事業

受託販売品取扱実績

（単位：百万円）

種　　類	令和６年度		令和７年度	
	取　扱　高	手　数　料	取　扱　高	手　数　料
米	1,214	29	1,139	20
麦	41	4	33	3
種　　子	149	6	250	10
大　　豆	46	1	34	1
落　花　生	－	－	－	－
その他豆類雑穀	13	0	12	0
い　も　類	－	－	－	－
野　　菜	4,017	88	3,626	81
果　　実	1,178	23	1,164	23
畜　産　物	126	0	177	0
花　き・花　木	45	0	47	0
工　芸　作　物	－	－	－	－
茶	－	－	－	－
ま　　ゆ	－	－	－	－
直売所・インショップ	1,047	88	1,022	85
その他農林水産物	－	－	－	－
合　　計	7,882	244	7,508	229

買取販売品取扱実績

（単位：百万円）

種　　類	令和６年度		令和７年度	
	販　売　高	粗　収　益	販　売　高	粗　収　益
買　取　米	405	110	558	79
買　取　麦	8	1	9	1
合　　計	413	112	568	81

保管事業取扱実績

（単位：百万円）

項目		令和６年度	令和７年度
収益	保管料	15	14
	荷役料	－	－
	その他	6	5
	計	21	20
費用	保管材料費	－	－
	保管労務費	－	－
	その他費用	8	8
	計	8	8
差引		12	11

加工事業取扱実績

（単位：百万円）

項目		令和６年度	令和７年度
収益	食品加工	32	33
	計	32	33
費用	食品加工	21	22
	計	21	22
差引		10	11

利用事業取扱実績

（単位：百万円）

項目		令和６年度	令和７年度
収益	乾燥施設	76	82
	葬祭事業	70	689
	倉庫利用	－	－
	その他	42	39
	計	189	810
費用	乾燥施設	65	72
	葬祭事業	1	626
	倉庫利用	－	－
	その他	21	16
	計	88	715
差引		101	95

宅地等供給事業取扱実績

（単位：百万円）

項目		令和６年度	令和７年度
収益	供給手数料	26	29
	供給雑収入	－	－
	その他	1	1
	計	28	30
費用	供給費	－	－
	供給雑費	4	5
	その他	0	0
	計	5	5
差引		23	24

直売事業（直売所・インショップ等）取扱実績

（単位：百万円）

項　　目		令和６年度	令和７年度
取扱高	生産者からの買取販売高	－	－
	生産者からの受託販売高	1,047	1,022
	その他商品の買取売上高	322	329
	その他商品の受託売上高	106	105
	計	1,477	1,457
収益	生産者からの買取販売高（※）	－	－
	生産者からの手数料（※）	88	85
	その他商品の買取売上高（※）	322	329
	その他商品の手数料（※）	26	26
	その他	－	－
	計	437	442
費用	生産者からの買取受入高（※）	－	－
	その他商品の買取仕入高	280	286
	倉庫労務費	－	－
	その他費用	－	－
	計	280	286
差　　引		157	156

㈱※の項目は販売事業にも記載しています。

その他の事業取扱実績

（単位：百万円）

項　　目		令和６年度	令和７年度
収益	旅行事業	5	8
	直売事業	349	356
	リース事業	1	1
	計	356	366
費用	旅行事業	0	0
	直売事業	280	286
	リース事業	1	0
	計	281	287
差　　引		74	78

指導事業取扱実績

（単位：百万円）

項　　目		令和６年度	令和７年度
収入	賦課金	－	－
	指導事業補助金	－	－
	実費収入	29	21
	農政活動賦課金	－	－
	計	29	21
支出	営農改善費	8	9
	生活改善費	8	7
	教育広報費	5	4
	農政活動費	13	12
	計	35	34
差　　引		▲6	▲12

自己資本の充実の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項　　目	令和６年度	令和７年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,419	6,497
うち、出資金及び資本準備金の額	3,199	3,088
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	3,309	3,554
うち、外部流出予定額（▲）	31	36
うち、上記以外に該当するものの額	58	109
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	38	11
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	38	110
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	＿	＿
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	6,458	6,509
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4	5
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	5
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	＿	＿
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	＿	＿
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	＿	＿

特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4	5
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）（ハ）	6,454	6,503
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,692	37,329
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		－
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	4,785	972
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	42,478	38,302
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ）／（ニ)）	15.19	16.98

㈱１．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
２．当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和７年度は告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しています。
３．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和６年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
現金	570	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,727	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	6,345	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	99,681	19,936	797
法人等向け	181	175	7
中小企業等向け及び個人向け	608	189	7
抵当権付住宅ローン	7,353	1,494	59
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	198	110	4
取立未済手形	24	4	0
信用保証協会等保証付	19,323	1,921	76
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－
出資等	684	684	27
（うち出資等のエクスポージャー）	684	684	27
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
上記以外	11,290	13,175	527
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,849	7,123	284
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	8,441	6,051	242
証券化	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－

	（うち非STC適用分）	－	－	－
再証券化		－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		－	－	－
	（うちルックスルー方式）	－	－	－
	（うちマンデート方式）	－	－	－
	（うち蓋然性方式250％）	－	－	－
	（うち蓋然性方式400％）	－	－	－
	（うちフォールバック方式）	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）		－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		148,992	37,692	1,507
CVAリスク相当額÷８％		－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー		－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）		148,992	37,692	1,507

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 ｂ＝ａ×４％
	4,785	191
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 ｂ＝ａ×４％
	42,478	1,699

㈱１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。
４．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
５．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
６．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
７．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
８．当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
〈オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15％）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和７年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
現金	618	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,119	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	6,729	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	97,175	19,435	777
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,456	1,620	64
（うちトランザクター向け）	2	1	0
不動産関連向け	7,491	1,658	66
（うち自己居住用不動産等向け）	7,148	1,452	58
（うち賃貸用不動産向け）	343	206	8
（うち事業用不動産関連向け）	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	－	－	－
（うちADC向け）	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	322	230	9
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	50	10	0
取立未済手形	37	7	0
信用保証協会等による保証付	19,168	1,905	76
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
株式等	－	－	－
共済約款貸付	684	684	27
上記以外	7,502	11,776	471
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,849	7,123	284
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－

	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	－	－	－
	（うち上記以外のエクスポージャー）	4,653	4,653	186
証券化		－	－	－
	（うちSTC要件適用分）	－	－	－
	（短期STC要件適用分）	－	－	－
	（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－
再証券化		－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		－	－	－
	（うちルックスルー方式）	－	－	－
	（うちマンデート方式）	－	－	－
	（うち蓋然性方式250%）	－	－	－
	（うち蓋然性方式400%）	－	－	－
	（うちフォールバック方式）	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）		－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー計		147,359	37,329	1,493
CVAリスク相当額÷８％（簡便法）		－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー		－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）		147,359	37,329	1,493

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	972	38
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	38,302	1,532

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：百万円）

	令和７年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	972
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	38
ＢＩ	648
BIC	77

㈱１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
４．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
５．オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

㈠ リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適　格　格　付　機　関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

㈡ リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和６年度					令和７年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
	国　内	148,992	38,392	2,727	－	198	147,359	38,169	3,119	－	373
	国　外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地域別残高計		148,992	38,392	2,727	－	198	147,359	38,169	3,119	－	373
法人	農　業	117	99	－	－	8	135	121	－	－	4
法人	林　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	製造業	7	2	－	－	－	6	1	－	－	－
法人	鉱　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	建設・不動産業	37	37	－	－	－	26	26	－	－	－
法人	電気・ガス・熱供給・水道業	9	－	－	－	－	9	－	－	－	－
法人	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	金融・保険業	102,555	－	－	－	－	100,062	－	－	－	－
法人	卸売・小売・飲食・サービス業	712	52	－	－	－	705	45	－	－	－
法人	日本国政府・地方公共団体	9,144	6,416	2,727	－	－	9,893	6,773	3,119	－	－
法人	上記以外	39	39	－	－	－	53	53	－	－	－
	個　人	31,781	31,745	－	－	189	31,171	31,146	－	－	368
	その他	4,586	－	－	－	－	5,293	－	－	－	－
業種別残高計		148,992	38,392	2,727	－	198	147,359	38,169	3,119	－	372
	１年以下	99,388	193	－	－		96,952	252	－	－	
	１年超３年以下	906	906	－	－		589	589	－	－	
	３年超５年以下	794	794	－	－		957	957	－	－	
	５年超７年以下	802	802	－	－		988	988	－	－	
	７年超10年以下	2,891	2,693	198	－		3,039	2,154	885	－	
	10年超	34,973	32,444	2,529	－		34,946	32,712	2,234	－	
	期限の定めのないもの	9,234	557	－	－		9,885	516	－	－	
残存期間別残高計		148,992	38,392	2,727	－		147,359	38,169	3,119	－	
平均残高計		143,773	38,612	2,187	－		140,992	38,649	2,924	－	

㈱１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

５．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　分	令和６年度					令和７年度				
	期　首 残　高	期　中 増加額	期中減少額		期　末 残　高	期　首 残　高	期　中 増加額	期中減少額		期　末 残　高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12	38	－	12	38	38	11	－	38	11
個別貸倒引当金	70	98	－	70	98	98	68	－	98	68

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

区　分		令和６年度						令和７年度					
		期　首 残　高	期　中 増加額	期中減少額		期　末 残　高	貸出金 償　却	期　首 残　高	期　中 増加額	期中減少額		期　末 残　高	貸出金 償　却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国　内		70	98	－	70	98		98	68	－	98	68	
国　外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		70	98	－	70	98		98	68	－	98	68	
法人	農　業	6	8	－	6	8	－	8	1	－	8	1	－
	林　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設･不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気･ガス･熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	日本国政府・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
個　人		62	89	－	62	89	－	89	67	－	89	67	－
業種別計		70	98	－	70	98	－	98	68	－	98	68	－

㈱貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク・アセット残高内訳表

［令和７年度］　　（単位：百万円）

項　　目	リスク・ウェイト（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E／(C+D))
現金	0	618	－	618	－	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,119	－	3,119	－	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	6,729	－	6,729	－	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	97,175	－	97,175	－	19,435	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	－	－	－	－	－	－
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	4,450	67	4,345	6	1,620	37
（うちトランザクター向け）	45	－	22	－	2	1	45
不動産関連向け	20～150	7,491	－	7,490	－	1,658	22
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	7,148	－	7,146	－	1,452	20
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	343	－	343	－	206	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	253	0	153	0	230	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	50	－	50	－	10	20
取立未済手形	20	37	－	37	－	7	20
信用保証協会等による保証付	0～10	19,168	1	19,055	0	1,905	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	684	－	684	－	684	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	7,502	0	7,502	0	11,776	157
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	2,849	－	2,849	－	7,123	250

（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	0	－	0	－	0	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	4,653	0	4,653	0	4,653	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）	－	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	－	－	－	－	－	37,329	－

㈱最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和６年度については、記載しておりません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

［令和７年度］　　（単位：百万円）

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3	－	－	－	－	－	3
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	6	－	－	－	－	－	－	6
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	97	－	－	－	－	－	－	－	97
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	3	4
（うちトランザクター向け）	0	－	－	－	0

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	0	－	－	－	0	－	－	－	－	－	－	6	7

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	0	－	－	－	－	－	0

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－

	60%	その他	合計
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－	－	－

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け うちADC向け	－	－	－	－

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	0	0

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	0	－	－	－	－	0
取立未済手形	－	－	0	－	－	0
信用保証協会等による保証付	－	19	－	－	0	19
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	0	0

㈱最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和６年度については、記載しておりません。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和６年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト０%	－	9,938	9,938
	リスク・ウェイト２%	－	－	－
	リスク・ウェイト４%	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	19,211	19,211
	リスク・ウェイト20%	－	110,117	110,117
	リスク・ウェイト35%	－	162	162
	リスク・ウェイト50%	－	65	65
	リスク・ウェイト75%	－	157	157
	リスク・ウェイト100%	－	6,479	6,479
	リスク・ウェイト150%	－	9	9
	リスク・ウェイト250%	－	2,849	2,849
	その他	－	－	－
リスク・ウェイト1250%		－	－	－
計		－	148,992	148,992

㈱1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3．経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和７年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン･バランス資産項目	オフ･バランス資産項目		
40%未満	137,536	1	10%	137,229
40%～70%	356	22	10%	359
75%	159	34	10%	156
80%	－	－	－	－
85%	274	－	－	273
90%～100%	614	0	13%	609
105%～130%	－	－	－	－
150%	153	0	10%	153
250%	684	－	－	684
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	0	11	10%	1
合　計	139,780	69	10%	139,467

㈱最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がBBB－またはBaa３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和６年度		
	適格金融資産担保	保　　証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	5	0	－
中小企業等向け及び個人向け	14	332	－
抵当権付住宅ローン	－	7,190	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	0	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	24	2,902	－
合　計	44	10,425	－

㈱1．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（単位：百万円）

	令和７年度		
	適格金融資産担保	保　　証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び	－	－	－
保険会社向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	36	3,270	－
自己居住用不動産等向け	－	6,992	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	0	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	50	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合　計	36	10,313	－

㈱１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

２．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

◇当ＪＡは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は「リスク管理の状況」（p.15）をご参照下さい。

◇ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和６年度		令和７年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	－	－	－	－
非上場	3,534	3,534	3,534	3,534
合　計	3,534	3,534	3,534	3,534

㈱「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和６年度			令和７年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和６年度		令和７年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和６年度		令和７年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿EVEおよび⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇⊿EVEおよび⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	234	234	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	124	88
3	スティープ化	517	559		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	240	349		
7	最大値	517	559	124	88
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,503		6,454	

連結情報編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

グループの概況

１．グループの事業系統図

ＪＡ水戸のグループは、当ＪＡ、子会社２社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は２社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

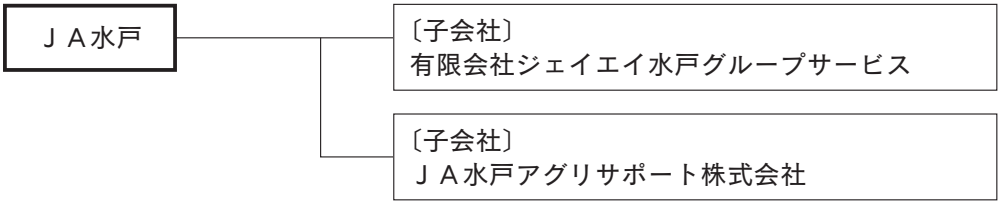

２．子会社等の状況

（単位：千円、％）

名　　称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当ＪＡの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
有限会社ジェイエイ水戸グループサービス	東茨城郡城里町大字石塚字杉合1146番地1	Ａコープ店舗事業（Ａコープ常北・Ａコープかつら）食堂運営（ＪＡグループ茨城教育センター）	2002年６月１日	9,000千円	100％	０％
ＪＡ水戸アグリサポート株式会社	水戸市渡里町3832番地	農作業の受委託、共同利用施設の運営管理、農産物の生産販売等	2015年２月19日	9,900千円	96％	０％

３．連結事業概況（令和７年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和７年度の当ＪＡの連結決算は、子会社・子法人等を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益413百万円、連結当期剰余金274百万円、連結純資産8,416百万円、連結総資産149,823百万円で、連結自己資本比率は17.55％となりました。

② 連結子会社等の事業概況

有限会社ジェイエイ水戸グループサービス

令和７年度は、Ａコープ店舗事業、食材宅配事業を行い、売上高で427百万円を取扱いました。また、組合員をはじめ利用者のニーズに応えるサービス提供に努めましたが、当期純損失４百万円となりました。

ＪＡ水戸アグリサポート株式会社

組合員など地域農業者のニーズに応え、地域農業振興のため、農作業の受託、ライスセンターなど共同利用施設の運営管理などを中心に行っています。

令和７年度は、売上高で167百万円、当期純利益３百万円となりました。

４．最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、％）

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
連結経常収益（事業収益）	8,049	6,688	6,838	6,978	7,566
信用事業収益	1,029	1,042	1,056	1,060	1,283
共済事業収益	757	726	694	681	679
農業関連事業収益	5,109	4,177	4,408	4,565	4,930
その他事業収益	1,152	741	679	670	672
連結経常利益	393	347	401	270	413
連結当期剰余金	281	103	237	168	274
連結純資産額	8,244	8,234	8,379	8,429	8,416
連結総資産額	159,828	158,108	151,757	151,507	149,823
連結自己資本比率	12.46%	12.87%	14.63%	15.59%	17.55%

㈱「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。

５．連結貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	令和６年度（令和７年１月31日現在）		令和７年度（令和８年１月31日現在）	
（資　産　の　部）				
１．信用事業資産		141,117,211		138,789,643
(1)　現金	573,083		621,710	
(2)　預金	99,176,561		96,559,078	
(3)　コールローン	－		－	
(4)　買入手形	－		－	
(5)　買現先勘定	－		－	
(6)　買入金銭債権	－		－	
(7)　商品有価証券	－		－	
(8)　金銭の信託	－		－	
(9)　有価証券	2,605,750		2,895,188	
(10)　貸出金	38,297,324		38,074,286	
(11)　外国為替	－		－	
(12)　その他の信用事業資産	566,885		703,380	
(13)　債務保証見返	－		－	
(14)　貸倒引当金	▲102,394		▲64,000	
２．共済事業資産		930		1,452
(1)　共済貸付金	－		－	
(2)　その他の共済事業資産	930		1,452	
(3)　貸倒引当金	－		－	
３．経済事業資産		1,289,649		1,962,515
(1)　受取手形	－		－	
(2)　経済事業未収金	664,348		683,125	
(3)　経済受託債権	11,598		12,142	
(4)　棚卸資産	540,790		1,180,108	
(5)　その他の経済事業資産	108,035		104,108	
(6)　貸倒引当金	▲35,123		▲16,969	
４．雑資産		314,258		321,683
５．固定資産		5,088,505		5,054,628
(1)　有形固定資産	5,082,423		5,049,235	
建物	4,457,313		4,483,073	
機械装置	1,272,695		1,301,461	
土地	3,650,227		3,648,742	
リース資産	－		4,686	
建設仮勘定	－		－	
その他の有形固定資産	760,876		782,764	
減価償却累計額	▲5,058,688		▲5,171,492	
(2)　無形固定資産	6,081		5,392	
のれん	－		－	
リース資産	－		－	
その他の無形固定資産	6,081		5,392	
６．外部出資		3,515,600		3,515,600
(1)　外部出資	3,515,600		3,515,600	
(2)　外部出資等損失引当金	－		－	
７．退職給付に係る資産		－		－
８．繰延税金資産		181,204		177,500
９．再評価に係る繰延税金資産		－		－
10．繰延資産		－		－
資産の部合計		151,507,360		149,823,024

（単位：千円）

科　　目	令和６年度（令和７年１月31日現在）		令和７年度（令和８年１月31日現在）	
（負　債　の　部）				
１．信用事業負債		140,285,543		137,972,621
(1)　貯金	140,081,286		137,662,743	
(2)　譲渡性貯金	－		－	
(3)　売現先勘定	－		－	
(4)　借入金	5,109		2,259	
(5)　外国為替	－		－	
(6)　その他の信用事業負債	199,148		307,619	
(7)　諸引当金	－		－	
(8)　債務保証	－		－	
２．共済事業負債		487,802		472,761
(1)　共済借入金	－		－	
(2)　共済資金	240,146		222,542	
(3)　その他の共済事業負債	247,656		250,218	
３．経済事業負債		763,135		1,272,397
(1)　支払手形	－		－	
(2)　経済事業未払金	475,607		439,458	
(3)　その他の経済事業負債	287,528		832,938	
４．設備借入金		－		－
５．雑負債		469,578		619,172
(1)　未払法人税	－		88,447	
(2)　リース債務	－		4,467	
(3)　資産除去債務	－		23,770	
(4)　その他の負債	－		502,486	
６．諸引当金		348,729		325,525
(1)　賞与引当金	33,630		33,059	
(2)　退職給付に係る負債	131,202		127,244	
(3)　役員退職慰労引当金	17,611		23,245	
(4)　その他の引当金	166,285		141,975	
７．繰延税金負債		－		－
８．再評価に係る繰延税金負債		723,230		743,849
９．負ののれん		－		－
負債の部合計		143,078,019		141,406,328
（純　資　産　の　部）				
１．組合員資本		6,670,748		6,751,981
(1)　出資金	3,199,909		3,088,266	
(2)　資本剰余金	－		－	
(3)　利益剰余金	3,532,160		3,776,120	
(4)　処分未済持分	▲58,271		▲109,355	
(5)　子会社の所有する親組合出資金	▲3,050		▲3,050	
２．評価・換算差額等		1,756,117		1,662,089
(1)　その他有価証券評価差額金	▲84,049		▲155,974	
(2)　繰延ヘッジ損益	－		－	
(3)　土地再評価差額金	1,840,167		1,818,063	
(4)　退職給付に係る調整累計額	－		－	
３．非支配株主持分		2,473		2,624
純資産の部合計		8,429,340		8,416,695
負債及び純資産の部合計		151,507,360		149,823,024

６．連結損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和６年度 （令和６年２月１日から令和７年１月31日）			令和７年度 （令和７年２月１日から令和８年１月31日）		
１．事業総利益			2,568,994			2,754,813
⑴　信用事業収益		1,060,690			1,283,294	
資金運用収益	975,377			1,200,838		
（うち預金利息）	(506,938)			(654,172)		
（うち有価証券利息）	(21,871)			(31,456)		
（うち貸出金利息）	(352,033)			(428,794)		
（うちその他受入利息）	(94,533)			(86,415)		
役務取引等収益	38,206			38,594		
その他事業直接収益	－			－		
その他経常収益	47,105			43,861		
⑵　信用事業費用		234,921			292,429	
資金調達費用	62,156			211,350		
（うち貯金利息）	(60,850)			(209,626)		
（うち給付補てん備金繰入）	(541)			(544)		
（うち譲渡性貯金利息）	(－)			(－)		
（うち借入金利息）	(－)			(－)		
（うちその他支払利息）	(764)			(1,179)		
役務取引等費用	12,268			12,404		
その他事業直接費用	－			－		
その他経常費用	160,497			68,673		
（うち貸倒引当金繰入額）	(58,318)			(▲38,393)		
（うち貸出金償却）	(－)			(－)		
信用事業総利益			825,768			990,865
⑶　共済事業収益		681,584			679,833	
共済付加収入	622,779			612,548		
その他共済事業収益	58,805			67,285		
⑷　共済事業費用		39,685			39,837	
共済推進費	17,148			16,282		
共済保全費	7,010			7,773		
その他共済事業費用	15,526			15,781		
共済事業総利益			641,899			639,996
⑸　購買事業収益		3,880,700			4,168,655	
購買品供給高	3,731,110			4,020,761		
購買手数料	35,603			23,356		
その他購買事業収益	113,985			124,537		
⑹　購買事業費用		3,187,983			3,388,029	
購買品供給原価	3,108,195			3,321,309		
購買品供給費	37,041			37,298		
その他購買事業費用	42,746			29,421		
購買事業総利益			692,716			780,625
⑺　販売事業収益		684,798			762,270	
販売品販売高	413,938			494,877		
販売手数料	244,467			231,435		
その他販売事業収益	26,392			35,957		
⑻　販売事業費用		482,207			621,447	
販売品販売原価	301,433			415,822		
販売費	145,503			157,870		
その他販売事業費用	35,270			47,754		
販売事業総利益			202,590			140,823
⑼　その他事業収益		670,676			672,081	
⑽　その他事業費用		464,656			469,579	
その他事業総利益			206,019			202,501
２．事業管理費			2,389,016			2,436,926
⑴　人件費		1,722,427			1,787,119	
⑵　その他事業管理費		666,588			649,807	
事業利益			179,977			317,886

（単位：千円）

科　　目	令和６年度 （令和６年２月１日から令和７年１月31日）			令和７年度 （令和７年２月１日から令和８年１月31日）		
３．事業外収益			162,526			159,137
(1)　受取雑利息		2,804			2,914	
(2)　受取出資配当金		66,108			66,106	
(3)　その他の事業外収益		93,613			90,116	
４．事業外費用			72,258			63,393
(1)　その他の事業外費用		72,258			63,393	
経　常　利　益			270,246			413,630
５．特別利益			2,818			－
(1)　固定資産処分益		4			－	
(2)　その他の特別利益		2,814			－	
６．特別損失			33,675			2,402
(1)　固定資産処分損		1,308			875	
(2)　減損損失		29,553			1,527	
(3)　その他の特別損失		2,814			－	
税金等調整前当期利益			239,388			411,227
法人税住民税及び事業税		91,099			103,852	
法人税等調整額		▲19,848			32,977	
法人税等合計			71,250			136,829
当期利益			168,138			274,397
非支配株主に帰属する当期利益			78			150
当期剰余金			168,060			274,247

７．連結注記表

令和６年度

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　：２社

連結子会社の名称：有限会社ジェイエイ水戸グループサービス

ＪＡ水戸アグリサポート株式会社

⑵ 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

⑶ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

⑷ 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　：償却原価法（定額法）

子会社株式　　：移動平均法による原価法

その他有価証券

①　時価のあるもの　　：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②　市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

⑵ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理）　：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米）　：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

宅地等　　：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑶ 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②　無形固定資産

定額法を採用しています。

⑷ 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

②　賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③　退職給付に係る会計処理の方法

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤　特例業務負担金引当金

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

⑸　収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①　購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②　販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③　保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④　加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤　利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥　宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦　直売所（販売事業・その他事業）

当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧　指導事業

組合員の営農にかかる各種相談･研修･経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑹　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

⑺　計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

⑻　その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及

び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

３．会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

４．会計上の見積りに関する注記

Ⅰ 繰延税金資産の回収可能性

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　　繰延税金資産　185,317千円（繰延税金負債との相殺前）

⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和７年１月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅱ 固定資産の減損

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　　減損損失　29,553千円

⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和７年１月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ 貸倒引当金

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　　貸倒引当金　137,517千円

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「⑷　引当金の計上基準」の「①　貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

５．貸借対照表に関する注記

⑴　資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は846,750千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建　物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	387,679千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

⑵　担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

⑶　役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額　　32,657千円

⑷　債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ⑵（ⅰ)から(ⅳ)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は52,490千円、危険債権額は280,082千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は332,573千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

⑸　土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日　・・・　平成13年１月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

・・・　1,670,594千円

○同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

６．損益計算書に関する注記

⑴　減損損失に関する注記

①　資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類	その他
旧西郷支店跡地	太陽光売電用資産	土地	業務外固定資産
旧上中妻支店	遊休資産	建物等	業務外固定資産
旧渡里支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産
旧常澄ＳＳ跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、旧西郷支店跡地については太陽光売電用資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄ＳＳ跡地については将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場　所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
旧西郷支店跡地	5,599千円	5,599千円	－
旧上中妻支店	555千円	－	555千円
旧渡里支店	23,353千円	8,500千円	14,852千円
旧常澄ＳＳ跡地	46千円	46千円	－
合　計	29,553千円	14,145千円	15,407千円

④ 回収可能価額の算定方法

○旧西郷支店跡地の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.96％です。

○旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄ＳＳ跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定しています。

７．金融商品に関する注記

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポート

フォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26％上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,163千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

⑴　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預　金	99,176,561	98,979,466	▲197,094
有価証券			
満期保有目的の債券	1,931,700	1,829,080	▲102,620
その他有価証券	674,050	674,050	－
貸出金	38,297,324		
貸倒引当金（＊１）	▲102,394		
貸倒引当金控除後	38,194,930	37,918,205	▲276,724
資産計	139,977,242	139,400,802	▲576,440
貯　金	140,081,286	139,702,934	▲378,351
負債計	140,081,286	139,702,934	▲378,351

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

⑵　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート

であるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

⑶ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは⑴の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	3,515,600
合　計	3,515,600

⑷ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預　金	99,176,561	－	－	－	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	2,000,000
その他の証券のうち満期があるもの	－	－	－	－	－	800,000
貸出金（＊１、２）	2,392,635	2,037,854	1,923,304	1,814,559	1,749,214	28,232,104
合　計	101,569,197	2,037,854	1,923,304	1,814,559	1,749,214	31,032,104

（＊１）貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）224,572千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「５年超」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、三月以上延滞債権･期限の利益を喪失した債権等147,651千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑸ 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯　金（＊１）	122,867,643	5,348,975	6,407,611	2,721,993	2,735,061	－
合　計	122,867,643	5,348,975	6,407,611	2,721,993	2,735,061	－

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

８．有価証券に関する注記

⑴ 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類		貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	1,931,700	1,829,080	▲102,620
合　計		1,931,700	1,829,080	▲102,620

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　債	674,050	789,980	▲115,930
合　計		674,050	789,980	▲115,930

⑵　当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
⑶　当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
⑷　当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

９．退職給付に関する注記

⑴　退職給付に係る注記

①　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	135,510千円
退職給付費用	75,079千円
退職給付の支払額	▲11,138千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲54,991千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,624千円
期末における退職給付引当金	128,835千円

③　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,308,793千円
特定退職金共済制度	▲782,523千円
確定給付型年金制度	▲397,434千円
未積立退職給付債務	128,835千円
退職給付引当金	128,851千円

④　退職給付に関連する損益

勤務費用	75,079千円
退職給付費用	75,079千円

⑵　特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,760千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和６年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、178,380千円となっています。

10．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,887千円
未収利息	4,839千円
生産部会助成金	44,182千円
年度末賞与	13,000千円
年度末賞与対応未払社会保険料	2,039千円
賞与引当金	9,149千円
賞与対応未払社会保険料	1,498千円
役員退職慰労引当金	4,793千円
特例業務負担金引当金	45,728千円
減価償却（減損損失分）	21,530千円
資産除去債務	6,536千円
未払事業税	5,388千円
退職給付引当金	35,435千円
土地（減損損失分）	14,772千円
繰越宅地	8,240千円
その他有価証券評価差損	31,880千円

その他	1,486千円
繰延税金資産小計	256,391千円
評価性引当額	▲71,073千円
繰延税金資産合計（A）	185,318千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲216千円
固定資産過大計上額	▲3,896千円
繰延税金負債合計（B）	▲4,112千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	181,205千円

⑵ 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.8
住民税均等割額	2.2
機械等の特別控除	▲0.9
中小法人等に対する軽減税率	▲0.1
評価性引当額の増減	▲0.9
その他	▲0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%

11. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑸ 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

⑴「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は９年～22年、割引率は０％～2.0％を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,770千円
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

⑵ 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は599,158千円です。

令和７年度

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　：２社

連結子会社の名称：有限会社ジェイエイ水戸グループサービス

ＪＡ水戸アグリサポート株式会社

⑵　連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

⑶　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

⑷　剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　：償却原価法（定額法）

子会社株式　　：移動平均法による原価法

その他有価証券

①　時価のあるもの　　：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②　市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

⑵　棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理）　：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米）　：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

宅地等　：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑶　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

③　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑷　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

②　賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③　退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤　特例業務負担金引当金

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

⑸　収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①　購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②　販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③　保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④　加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤　利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥　宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦　直売所（販売事業・その他事業）

当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧　指導事業

組合員の営農にかかる各種相談･研修･経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑹　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

⑺　計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

⑻　その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及

び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

３．会計上の見積りに関する注記

Ⅰ 繰延税金資産の回収可能性

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　　繰延税金資産　181,524千円（繰延税金負債との相殺前）

⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和８年１月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅱ 固定資産の減損

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　　減損損失　1,527千円

⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和８年１月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ 貸倒引当金

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額　　貸倒引当金　80,970千円

⑵ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「⑷ 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

⑴ 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は837,268千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建　物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	378,197千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

⑵ 担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

⑶ 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額　　26,372千円

⑷ 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ⑵（ⅰ)から(ⅳ)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は119,092千円、危険債権額は367,620千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は486,712千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

⑸ 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日　・・・　平成13年１月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

・・・　2,046,453千円

○同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

５．損益計算書に関する注記

⑴ 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類	その他
旧常澄ライスセンター	賃貸資産	土地	業務外固定資産
旧常澄ＳＳ跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧食材センター	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、旧常澄ライスセンターについては賃貸資産として使用されておりますが､使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧常澄ＳＳ跡地、旧食材センターについては将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場　所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
旧常澄ライスセンター	325千円	325千円	－
旧常澄ＳＳ跡地	16千円	16千円	－
旧食材センター	1,186千円	1,143千円	42千円
合　計	1,527千円	1,484千円	42千円

④ 回収可能価額の算定方法

○上記の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定しています。

６．金融商品に関する注記

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債権、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.36％上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,003千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

⑴　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預　金	96,559,078	96,327,126	▲231,951
有価証券			
満期保有目的の債券	2,322,158	2,004,480	▲317,678
その他有価証券	573,030	573,030	－
貸出金	38,074,286		
貸倒引当金（＊１）	▲64,000		
貸倒引当金控除後	38,010,286	38,194,583	▲184,296
資産計	137,464,553	137,099,220	▲365,332
貯　金	137,662,743	137,168,258	▲494,485
負債計	137,662,743	137,168,258	▲494,485

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

⑵　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	3,515,600
合　　計	3,515,600

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預　金	96,559,078	－	－	－	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	2,400,000
その他の証券のうち満期があるもの	－	－	－	－	－	800,000
貸出金（＊１、２）	2,344,028	2,017,126	1,902,291	1,834,562	1,789,182	28,054,817
合　計	98,903,106	2,017,126	1,902,291	1,834,562	1,789,182	31,254,817

（＊１）貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）208,644千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「５年超」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、三月以上延滞債権･期限の利益を喪失した債権等132,277千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯　金（＊１）	123,091,570	5,958,191	5,143,571	2,295,466	1,173,943	－
合　計	123,091,570	5,958,191	5,143,571	2,295,466	1,173,943	－

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

７．有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類		貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	2,322,158	2,004,480	▲317,678
合　計		2,322,158	2,004,480	▲317,678

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　債	573,030	790,567	▲217,537
合　計		573,030	790,567	▲217,537

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

⑷　当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

８．退職給付に関する注記

⑴　退職給付に係る注記

①　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	128,835千円
退職給付費用	78,032千円
退職給付の支払額	▲12,953千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲53,139千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,944千円
期末における退職給付引当金	124,830千円

③　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,268,775千円
特定退職金共済制度	▲762,518千円
確定給付型年金制度	▲381,425千円
未積立退職給付債務	124,830千円
退職給付引当金	124,830千円

④　退職給付に関連する損益

勤務費用	78,032千円
退職給付費用	78,032千円

⑵　特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,921千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和７年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、162,702千円となっています。

９．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未収利息	5,403千円
生産部会助成金	47,128千円
年度末賞与	22,435千円
年度末賞与対応未払社会保険料	3,550千円
賞与引当金	8,961千円
賞与対応未払社会保険料	1,463千円
役員退職慰労引当金	6,189千円
特例業務負担金引当	39,994千円
減価償却（減損損失分）	20,791千円
資産除去債務	6,727千円
未払事業税	7,058千円
退職給付引当金	35,271千円
土地（減損損失分）	15,202千円
繰越宅地	8,480千円
その他有価証券評価差損	61,563千円
その他	823千円
繰延税金資産小計	291,044千円

評価性引当額	▲109,782千円
繰延税金資産合計（A）	181,261千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲222千円
固定資産過大計上額	▲3,800千円
繰延税金負債合計（B）	▲4,023千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	177,237千円

⑵ 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.2
住民税均等割額	1.3
機械等の特別控除	▲0.3
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	▲0.4
給与等の特別控除	▲3.6
評価性引当額の増減	8.7
その他	▲0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%

⑶ 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が令和７年３月31日に国会で成立したことに伴い、令和８年４月１日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和９年２月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.5%から28.3%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,517千円増加し、その他有価証券評価差額金は1,740千円増加し、法人税等調整額は1,777千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は21,027千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

10. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑸ 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

⑴「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は９年～22年、割引率は０％～2.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,770千円
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

⑵ 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は621,505千円です。

８．連結剰余金計算書

（単位：千円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
（資本剰余金の部）		
１．資本剰余金期首残高	－	－
２．資本剰余金増加高	－	－
資本準備金の積立による増加	－	－
３．資本剰余金減少高	－	－
資本準備金の取崩による減少	－	－
４．資本剰余金期末残高	－	－
（利益剰余金の部）		
１．利益剰余金期首残高	3,385,741	3,532,160
２．利益剰余金増加高	178,315	275,323
当期剰余金	(168,060)	(274,247)
土地再評価差額金の取崩による増加	(10,255)	(1,076)
持分比率変更による増加	(－)	(－)
３．連結剰余金減少額	31,895	31,363
当期損失金	(－)	(－)
支払配当金	(31,895)	(31,363)
役員賞与金	(－)	(－)
土地再評価差額金の取崩による減少	(－)	(－)
持分比率変更による減少	(－)	(－)
４．連結剰余金期末残高	3,532,160	3,776,120

９．農協法に基づく開示債権

農協法に基づく開示債権は、子会社において農協法に基づく開示債権がないため、当組合単体の農協法に基づく開示債権と同額です。

10．連結事業年度の事業別経常収益等

（単位：千円）

区　　分	項　　目	令和６年度	令和７年度
信用事業	事業収益	1,060,690	1,283,294
	経常利益	825,768	990,865
	資産の額	141,117,211	138,779,903
共済事業	事業収益	681,584	679,833
	経常利益	641,899	639,996
	資産の額	930	1,452
農業関連事業	事業収益	4,484,545	4,843,483
	経常利益	816,462	833,311
	資産の額	1,231,173	2,017,719
その他事業	事業収益	751,629	759,523
	経常利益	284,863	290,638
	資産の額	108,035	104,108
計	事業収益	6,978,448	7,566,133
	経常利益	2,568,994	2,754,810
	資産の額	142,457,349	140,903,182

連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和８年１月末における連結自己資本比率は、17.55％となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	水戸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,085百万円（前年度3,196百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、ＪＡを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

財務諸表等の正確性等にかかる確認

確認書

１．私は、当ＪＡの令和７年２月１日から令和８年１月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

２．この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

⑴　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
⑵　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
⑶　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和８年５月１日
水戸農業協同組合
代表理事組合長　園部　　優

自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項　　目	令和６年度	令和７年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,639	6,718
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,196	3,085
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	3,532	3,778
うち、外部流出予定額（▲）	31	36
うち、上記以外に該当するものの額	▲58	▲109
コア資本に算入される評価・換算差額等	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	2	2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	38	11
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	38	11
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	6,680	6,732
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4	5
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	5
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－

特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4	5
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）（ハ）	6,680	6,727
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,708	37,345
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		－
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	5,124	978
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	42,832	38,323
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（(ハ）／（ニ)）	15.59	17.55

㈱１．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
２．当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和７年度は告示第250条第１項第３号に基づき「1」を使用しています。
３．当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和６年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
現金	573	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,727	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	6,345	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	99,681	19,936	797
法人等向け	181	175	7
中小企業等向け及び個人向け	608	189	7
抵当権付住宅ローン	7,353	1,494	59
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	198	110	4
取立未済手形	24	4	0
信用保証協会等保証付	19,323	1,921	76
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－
出資等	666	666	26
（うち出資等のエクスポージャー）	666	666	26
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
上記以外	11,324	13,209	528
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,849	7,123	284
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	8,441	6,051	242
証券化	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－

	（うち非STC適用分）	－	－	－
再証券化		－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		－	－	－
	（うちルックスルー方式）	－	－	－
	（うちマンデート方式）	－	－	－
	（うち蓋然性方式250%）	－	－	－
	（うち蓋然性方式400%）	－	－	－
	（うちフォールバック方式）	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）		－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		149,010	37,708	1,508
CVAリスク相当額÷８％		－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー		－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）		149,010	37,708	1,508

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	5,124	204
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	42,832	1,713

㈱１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
４．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
５．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
６．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
７．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
８．当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
〈オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和７年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
現金	618	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,119	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	6,729	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	97,175	19,435	777
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,456	1,620	64
（うちトランザクター向け）	2	1	0
不動産関連向け	7,491	1,658	66
（うち自己居住用不動産等向け）	7,148	1,452	58
（うち賃貸用不動産向け）	343	206	8
（うち事業用不動産関連向け）	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	－	－	－
（うちADC向け）	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	322	230	9
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	50	10	0
取立未済手形	37	7	0
信用保証協会等による保証付	19,168	1,905	76
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
株式等	－	－	－
共済約款貸付	684	684	27
上記以外	7,502	11,776	471
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,849	7,123	284
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－

（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,653	4,653	186
証券化	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－
（うちルックスルー方式）	－	－	－
（うちマンデート方式）	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー計	147,359	37,329	1,493
CVAリスク相当額÷８％（簡便法）	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	147,359	37,329	1,493

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	972	38
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	38,302	1,532

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：百万円）

	令和７年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	972
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	38
ＢＩ	648
BIC	77

㈱１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
４．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
５．オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、ＪＡ以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.15）をご参照下さい。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

㈠ リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適　格　格　付　機　関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

㈡ リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和６年度					令和７年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
	国　内	149,010	38,392	2,727	－	198	147,359	38,169	3,119	－	373
	国　外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地域別残高計		149,010	38,392	2,727	－	198	147,359	38,169	3,119	－	373
法人	農　業	117	99	－	－	8	135	121	－	－	4
法人	林　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	製造業	7	2	－	－	－	6	1	－	－	－
法人	鉱　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	建設・不動産業	37	37	－	－	－	26	26	－	－	－
法人	電気・ガス・熱供給・水道業	9	－	－	－	－	9	－	－	－	－
法人	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	金融・保険業	102,555	－	－	－	－	100,062	－	－	－	－
法人	卸売・小売・飲食・サービス業	712	52	－	－	－	705	45	－	－	－
法人	日本国政府・地方公共団体	9,144	6,416	2,727	－	－	9,893	6,773	3,119	－	－
法人	上記以外	39	39	－	－	－	53	53	－	－	－
	個　人	31,781	31,745	－	－	189	31,171	31,146	－	－	368
	その他	4,604	－	－	－	－	5,293	－	－	－	－
業種別残高計		149,010	38,392	2,727	－	198	147,359	38,169	3,119	－	372
	１年以下	99,388	193	－	－		96,952	252	－	－	
	１年超３年以下	906	906	－	－		589	589	－	－	
	３年超５年以下	794	794	－	－		957	957	－	－	
	５年超７年以下	802	802	－	－		988	988	－	－	
	７年超10年以下	2,891	2,693	198	－		3,039	2,154	885	－	
	10年超	34,973	32,444	2,529	－		34,946	32,712	2,234	－	
	期限の定めのないもの	9,251	557	－	－		9,885	516	－	－	
残存期間別残高計		149,010	38,392	2,727	－		147,359	38,169	3,119	－	

㈱１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

５．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　分	令和６年度					令和７年度				
	期　首 残　高	期　中 増加額	期中減少額		期　末 残　高	期　首 残　高	期　中 増加額	期中減少額		期　末 残　高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12	38	－	12	38	38	11	－	38	11
個別貸倒引当金	70	98	－	70	98	98	68	－	98	68

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

区　分		令和６年度						令和７年度					
		期　首 残　高	期　中 増加額	期中減少額		期　末 残　高	貸出金 償　却	期　首 残　高	期　中 増加額	期中減少額		期　末 残　高	貸出金 償　却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国　内		70	98	－	70	98		98	68	－	98	68	
国　外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		70	98	－	70	98		98	68	－	98	68	
法人	農　業	6	8	－	6	8	－	8	1	－	8	1	－
	林　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設･不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気･ガス･熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	日本国政府・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
個　人		62	89	－	62	89	－	89	67	－	89	67	－
業種別計		70	98	－	70	98	－	98	68	－	98	68	－

㈱貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク・アセット残高内訳表

［令和７年度］　　（単位：百万円）

項　　目	リスク・ウェイト（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E／(C+D))
現金	0	618	－	618	－	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,119	－	3,119	－	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	6,729	－	6,729	－	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	97,175	－	97,175	－	19,435	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	－	－	－	－	－	－
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	4,450	67	4,345	6	1,620	37
（うちトランザクター向け）	45	－	22	－	2	1	45
不動産関連向け	20～150	7,491	－	7,490	－	1,658	22
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	7,148	－	7,146	－	1,452	20
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	343	－	343	－	206	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	253	0	153	0	230	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	50	－	50	－	10	20
取立未済手形	20	37	－	37	－	7	20
信用保証協会等による保証付	0～10	19,168	1	19,055	0	1,905	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	684	－	684	－	684	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	7,502	0	7,502	0	11,776	157
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	2,849	－	2,849	－	7,123	250

（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	0	－	0	－	0	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	4,653	0	4,653	0	4,653	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）	－	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	－	－	－	－	－	37,329	－

㈱最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和６年度については、記載しておりません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

［令和７年度］　　（単位：百万円）

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3	－	－	－	－	－	3
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	6	－	－	－	－	－	－	6
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	97	－	－	－	－	－	－	－	97
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	3	4
（うちトランザクター向け）	0	－	－	－	0

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	0	－	－	－	0	－	－	－	－	－	－	6	7

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	0	－	－	－	－	－	0

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－

	60%	その他	合計
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－	－	－

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け うちADC向け	－	－	－	－

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	0	0

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	0	－	－	－	－	0
取立未済手形	－	－	0	－	－	0
信用保証協会等による保証付	－	19	－	－	0	19
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	0	0

㈱最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和６年度については、記載しておりません。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和６年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト０%	－	9,938	9,938
	リスク・ウェイト２%	－	－	－
	リスク・ウェイト４%	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	19,211	19,211
	リスク・ウェイト20%	－	110,117	110,117
	リスク・ウェイト35%	－	162	162
	リスク・ウェイト50%	－	65	65
	リスク・ウェイト75%	－	157	157
	リスク・ウェイト100%	－	6,479	6,479
	リスク・ウェイト150%	－	9	9
	リスク・ウェイト250%	－	2,849	2,849
	その他	－	－	－
リスク・ウェイト1250%		－	－	－
計		－	148,992	148,992

㈱１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

３．経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

４．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和７年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン･バランス資産項目	オフ･バランス資産項目		
40%未満	137,536	1	10%	137,229
40%～70%	356	22	10%	359
75%	159	34	10%	156
80%	－	－	－	－
85%	274	－	－	273
90%～100%	614	0	13%	609
105%～130%	－	－	－	－
150%	153	0	10%	153
250%	684	－	－	684
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	0	11	10%	1
合　計	139,780	69	10%	139,467

㈱最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.15）をご参照下さい。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和６年度		
	適格金融資産担保	保　　証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	5	0	－
中小企業等向け及び個人向け	14	332	－
抵当権付住宅ローン	－	7,190	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	0	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	24	2,902	－
合　計	44	10,425	－

㈱1．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（単位：百万円）

	令和７年度		
	適格金融資産担保	保　　証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び	－	－	－
保険会社向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	36	3,270	－
自己居住用不動産等向け	－	6,992	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	0	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	50	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合　計	36	10,313	－

㈱１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

２．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

◇当連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.106）をご参照下さい。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.107）をご参照下さい。

出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和６年度		令和７年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	－	－	－	－
非上場	3,515	3,534	3,534	3,534
合　計	3,515	3,534	3,534	3,534

㈱「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和６年度			令和７年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和６年度		令和７年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和６年度		令和７年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、ＪＡの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。ＪＡの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p.110）をご参照下さい。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク

項番		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	234	234	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	124	88
3	スティープ化	517	559		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	240	349		
7	最大値	517	559	124	88
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,503		6,454	

法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

〈法定開示項目（農業協同組合施行規則第204条関係）〉

開示基準項目	掲載ページ
１．概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	33
○理事及び監事の氏名及び役職名	34
○会計監査人の名称	39
○事務所の名称及び所在地	38-39
○特定信用事業代理業者に関する事項	39
２．主要な業務の内容	21-30
３．主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	69
○直近の５事業年度における主要な業務の概況	69
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	69
・経常利益又は経常損失	69
・当期剰余金又は当期損失金	69
・出資金及び出資口数	69
・純資産額	69
・総資産額	69
・貯金等残高	69
・貸出金残高	69
・有価証券残高	69
・単体自己資本比率	69
・剰余金の配当の金額	69
・職員数	69
○直近の２事業年度における事業の概況	
〈主要な業務の指標〉	
・事業粗収益及び事業粗利益率	69
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	69
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	70
・受取利息及び支払利息の増減	70
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	71
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	71
〈貯金に関する指標〉	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	73
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	73
〈貸出金等に関する指標〉	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	73
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	73
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	74
・使途別の貸出金残高	74
・主要な農業関係の貸出実績	75
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	74
・貯貸率の期末値及び期中平均値	71
〈有価証券に関する指標〉	
・商品有価証券の種類別の平均残高	77
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	78
・有価証券の種類別の平均残高	77
・貯証率の期末値及び期中平均値	71

開 示 基 準 項 目	掲載ページ
４．業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	15-16
○法令遵守の体制	17-18
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
〈指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合〉	
・手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	17-18
〈指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合〉	
・苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	17-18
５．組合の直近２事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書	44-47、66
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	76
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	76
○自己資本の充実の状況	
〈自己資本の充実の状況に関する開示項目〉	
●定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	19
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	19
・信用リスクに関する事項	94-102
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	103
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	106
・証券化エクスポージャーに関する事項	106
・CVAリスクに関する事項	106
・マーケット・リスクに関する事項	106
・オペレーショナル・リスクに関する事項	106
・出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	107
・金利リスクに関する事項	110-111
●定量的開示事項	
・自己資本の構成に関する事項	88-89
・自己資本の充実度に関する事項	90-93
・信用リスクに関する事項	94-102
・信用リスク削減手法に関する事項	103-105
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	106
・証券化エクスポージャーに関する事項	106
・出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	107-108
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	109
・金利リスクに関する事項	110-111
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	79-80
・金銭の信託	80
・デリバティブ取引	80
・金融等デリバティブ取引	80
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	80
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	72
○貸出金償却の額	72
○会計監査人の監査	68

【連結情報（組合及び子会社等）】

〈法定開示項目（農業協同組合施行規則第205条関係）〉

開示基準項目	掲載ページ
１．組合及びその子会社等の概況	
○主要な事業の内容及び組織の構成	114
○組合の子会社等に関する事項	114
・名称	114
・主たる営業所又は事務所の所在地	114
・資本金又は出資金	114
・事業の内容	114
・設立年月日	114
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	114
・組合の１の子会社等以外の子会社等が有する当該１の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	114
２．組合及びその子会社等の主要な業務	
○直近の事業年度における事業の概況	115
○直近の５連結会計年度における主要な業務の概況	115
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	115
・経常利益又は経常損失	115
・当期利益又は当期損失	115
・純資産額	115
・総資産額	115
・連結自己資本比率	115
３．直近の２連結会計年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	116-119､138
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	76
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
〈自己資本の充実の状況に関する開示項目〉	
●定性的開示項目	
・連結の範囲に関する事項	114
・自己資本調達手段の概要	139
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	139
・信用リスクに関する事項	147-155
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	156
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	159
・証券化エクスポージャーに関する事項	159
・CVAリスクに関する事項	159
・マーケット・リスクに関する事項	159
・オペレーショナル・リスクに関する事項	159
・出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	160
・金利リスクに関する事項	161

開 示 基 準 項 目	掲載ページ
●定量的開示項目	
・自己資本の構成に関する事項	141-142
・自己資本の充実度に関する事項	143-146
・信用リスクに関する事項	147-155
・信用リスク削減手法に関する事項	156-158
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	159
・証券化エクスポージャーに関する事項	159
・出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	160
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	161
・金利リスクに関する事項	161
○事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益の額及び資産の額	138

M E M O